

# 一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月

野 田 村



# 目 次

第 1 章 計画のフレーム	1
第 1 節 計画策定の背景と目的	1
第 2 節 国・県における環境・廃棄物行政の動向	2
第 3 節 計画の位置づけ	4
第 4 節 将来計画	5
第 5 節 計画対象区域	6
第 6 節 計画期間	7
第 2 章 村の概況	8
第 1 節 地理的・地形的特性	8
第 2 節 気候的特性	9
第 3 節 人口動態分布	10
第 4 節 産業の動向	11
第 5 節 土地利用状況	17
第 6 節 交通	18
第 7 節 ごみ処理の広域行政	19
第 3 章 ごみ処理の概況	20
第 1 節 ごみ処理の現状	20
第 2 節 ごみの排出状況	22
第 3 節 中間処理の現状	26
第 4 節 最終処分の現状	28
第 5 節 清掃事業費	29
第 6 節 ごみ処理の課題	30
第 4 章 ごみ処理の基本方針	32
第 1 節 基本条件	32
第 2 節 ごみ処理の基本方針	33
第 3 節 ごみの処理実態	33
第 4 節 計画目標年次	33
第 5 章 ごみ処理基本計画	34
第 1 節 人口、ごみ排出量の予測	34
第 2 節 発生・排出抑制計画	36

第 3 節	資源化計画	38
第 4 節	収集・運搬計画	40
第 5 節	中間処理計画	42
第 6 節	最終処分計画	44
第 7 節	資源循環計画	45
第 8 節	その他重要な計画	48
第 9 節	啓発・推進計画	49
第 6 章	生活排水処理の現状と課題	51
第 1 節	生活排水処理の現況	51
第 2 節	し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理の状況	55
第 3 節	生活排水処理の現状と課題	63
第 7 章	生活排水処理基本計画	65
第 1 節	生活排水処理の基本方針	65
第 2 節	生活排水処理の将来予測	67
第 3 節	生活排水処理基本計画	69
第 4 節	し尿及び汚泥の処理計画	73
第 5 節	その他	76

## 第1章 計画のフレーム

### 第1節 計画策定の背景と目的

#### 1. 一般廃棄物行政を取り巻く状況の変化

##### (1) 国土強靱化や災害への対応

東日本大震災及び近年全国各地で発生している集中豪雨、竜巻、大型台風等への対応を踏まえ、国においては国土強靱化が推進されている。これにより、一般廃棄物である災害廃棄物の着実な処理や、災害に強い施設の整備が求められており、その対応を視野に入れる必要がある。

##### (2) ライフスタイルの変化

飲料水の容器が「びん類」から「缶類」・「ペットボトル」等に主流が変わり、インターネットの普及による雑誌購買の低迷、テイクアウトの増加などといったライフスタイルの変化などに伴い、リサイクル率が低下する傾向にある。また、従来想定されていなかったリチウムイオン電池などの新しい品目の分別・処理処分の対応が求められている。

##### (3) 廃プラスチックの飽和

平成 29 年末より、中国において廃プラスチック等の輸出禁止措置が実施されており、これを受けて近隣国でも同様に措置を行う動きがみられる等、従前輸出されていた廃プラスチック等について、国外による処理が困難となりつつある。これらの影響として、国内で処理される廃プラスチック等の量が増大したことにより国内の処理施設の処理能力が逼迫するなど、関連する廃棄物の処理に支障が生じる恐れがある。

#### 2. 計画策定の目的

今回、野田村（以下「本村」という。）において作成する一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理の現状と課題を整理し、本村としての今後のごみ及び生活排水処理の方策を明らかにすることを目的とする。

## 第2節 国・県における環境・廃棄物行政の動向

### 1. 国の動向

#### (1) 廃棄物処理に係る法体系

廃棄物の処理に係る法体系は、図 1-2-1 のとおりである。

廃棄物の処理及び資源化・リサイクル等について定めた廃棄物処理法を柱とし、処理に伴い発生する環境負荷に対しては、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法等の各種公害防止法で規制することで、廃棄物の適正処理を図っていくこととなっている。

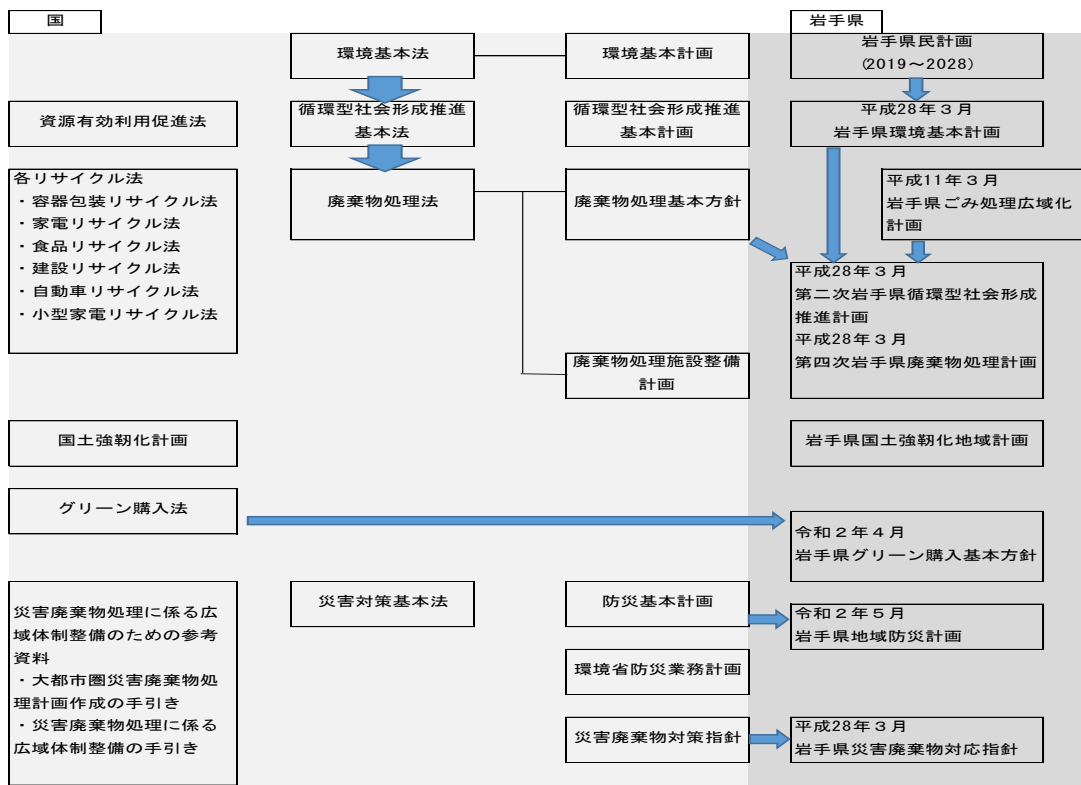


図 1-2-1 廃棄物処理に係る法体系

## 2. 国が示す廃棄物量の指針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省告示第34号）」を策定している。

この方針は、平成13年5月7日に告示され、平成28年1月21日に変更された。その中の廃棄物の適正な処理に関する目標については、表1-2-1のとおりである。

表 1-2-1 廃棄物処理基本方針における減量化目標量

【令和2年度目標値】

排出量	約12%削減（平成24年度比）
再生利用率	約21%（平成24年度）から約27%に増加させる
最終処分量	約14%削減（平成24年度比）
一人一日あたりの家庭系ごみ排出量	500グラム

## 3. 岩手県が示す廃棄物量の指針

岩手県では、平成28年3月に「第二次岩手県循環型社会形成推進計画」を策定した。その中で、岩手県が目指す循環型社会について、将来にわたって、県民が健康で文化的な生活をできることを目指し、

① 3Rを基調とした環境王国いわての構築

② 持続可能な廃棄物処理体制の構築

③ 廃棄物の適正処理が徹底され、不適正処理が解消された社会

の骨子を掲げ、目標年度を令和2年度とした具体的な各種の目標値を設定しています。

一般廃棄物に関する目標については表1-2-2のとおりである。

表 1-2-2 岩手県廃棄物処理計画における減量化目標

【令和2年度目標値】

県民一人1日当たりごみ排出量	911 g
県民一人1日当たり生活系ごみ排出量	633 g
県民一人1日当たり事業系ごみ排出量	278 g
リサイクル率	20.6%
最終処分量	47.4千 t

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、総合的な廃棄物処理を進めるため、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する国・県の計画を受けて、策定するものである。また、久慈広域連合の一般廃棄物処理基本計画等の個別計画と整合性を図りながら、ごみ減量・リサイクルを中心とした循環型社会の構築を目指し、ごみ及び生活排水の適正処理、今後の施設整備の方向性等、長期的・計画的に廃棄物処理施策を推進するための基本方針となるものである。

また、本計画は、一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とした計画である。本計画では、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画のそれぞれを策定するものである。

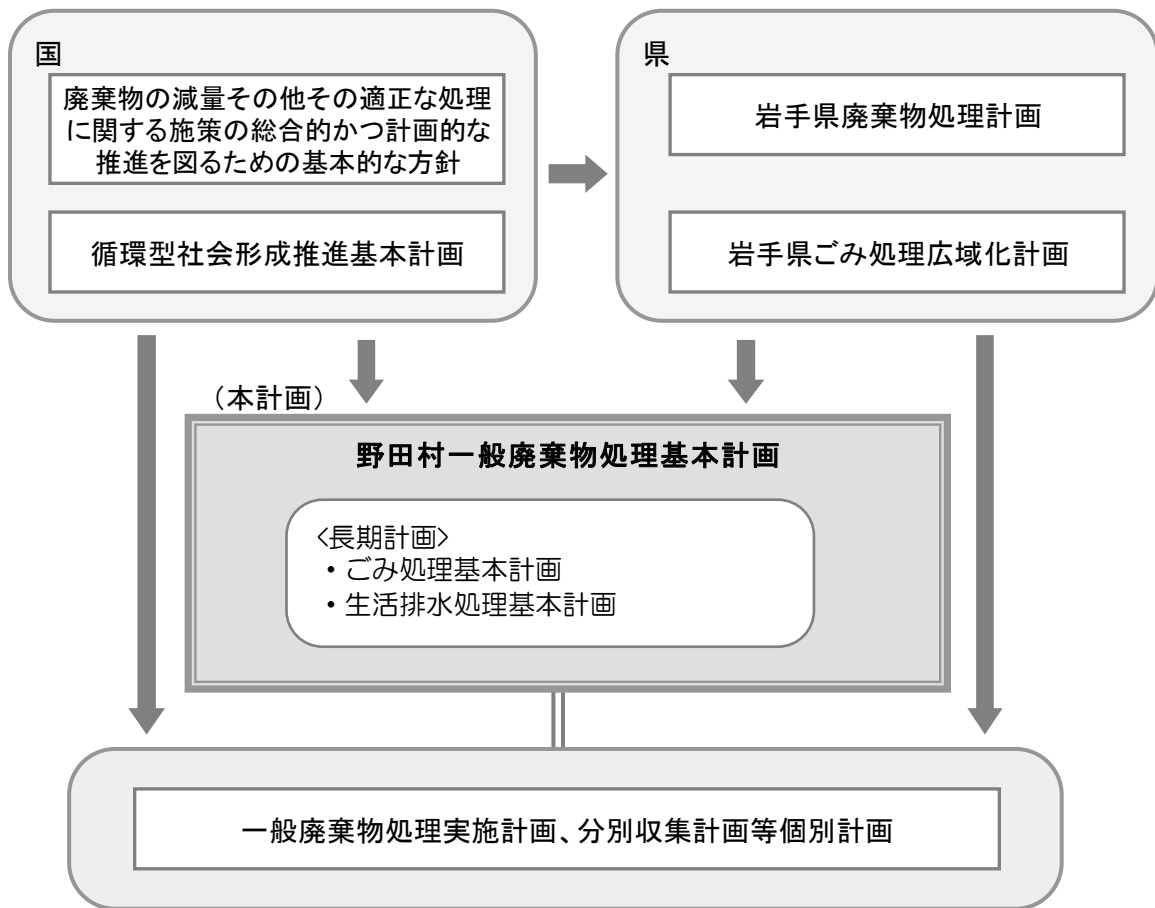


図1-3-1 計画の位置づけ



## 第4節 将来計画

本村の総合計画等における廃棄物処理に関する主な施策は、表 1-4-1 のとおりである。

表1-4-1 野田村の計画

市町 村名	計画名 (計画期間)	廃棄物処理に関する主な施策
野田村	野田村総合計画 平成 28 年策定 <del>第三次野田村 総合開発基本計画 (平成 13 年策定) 基本計画 前期:H8~H12 後期:H13~H17</del>	<p>◎ごみの減量化、分別収集の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ処理施設の延命化を図り、ごみの排出抑制と再資源化を進めるため、ごみの減量化と分別収集の意義・効果などを、野田村衛生班連合会や関係機関の協力を得ながらさらに啓発していく。</li> <li>また、住民への情報提供に努めるほか、学校などと連携し児童生徒に対する意識啓発を図る。</li> <li>●生ごみ処理機、コンポストなどの購入に対する補助制度の普及に努める。</li> <li>●ごみ分別、減量化マニュアルを作成し、ごみの減量化を推進する。</li> <li>●地区などで行っている活動を、村と野田村衛生班連合会が連携し支援するとともに、地域の資源ごみ保管施設などの整備を支援し、集団回収などの取り組みを促進する。</li> </ul> <p>◎リサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭ごみ分別収集計画表を配布し、資源ごみの分別を徹底するとともに、プラスチック容器包装、小型家電、雑がみなどのリサイクルに取り組む。</li> <li>また、資源ごみ保管施設などの整備を支援するとともに、各地区に資源回収ステーションの整備を促進する。</li> <li>●ごみの減量化や不法投棄の防止対策にもつながることから、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法など、法に基づく再資源化の意識啓発を図る。</li> <li>また、広域での資源回収に加え、資源ごみの集団回収奨励金交付事業を継続しながら、回収団体の発掘を行い、集団回収を促進するとともに、リサイクルセンターを設置するなど資源回収システムの構築を図る。</li> </ul> <p>◎ごみ収集体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●むらづくり推進事業費補助金などを活用し、ごみ収集ステーションの整備を支援する。</li> </ul>

## 第5節 計画対象区域

計画の対象区域は、本村の全域とする。ただし、本村の枠組を越えた広域的な対応も視野に入れることとする。



図1-5-1 計画対象区域

## 第6節 計画期間

この計画は、長期的展望に立った計画であり、ごみ処理基本計画策定指針(H28.9)において、基本計画は10年～15年の長期計画で概ね5年ごとの見直しが適切であるとされている。

したがって、計画期間は、長期的な視点に立った一般廃棄物処理事業を進める必要があることから、計画策定年(令和2年度)を初年度とし、令和16年度を計画目標年次とする15年間とする。

今後の広域処理等の進展があり、諸条件に大きな変更のあった場合等、必要に応じて見直しを行うこととする。

年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
内 容	← 計画初年度				中間目標年度			基本計画		中間目標年度					計画目標年次

## 第2章 村の概況

### 第1節 地理的・地形的特性

本村の面積は 80.80km<sup>2</sup> で岩手県全域（15,278.63km<sup>2</sup>）の約 0.5% に相当している。  
 本村は太平洋に面しており、三陸復興国立公園に指定されている。



図2-1-1 村の位置（令和2年4月現在）

## 第2節 気候的特性

本村の気候は、太平洋の寒流と暖流の影響から比較的温暖であり、梅雨期もあまり湿潤ではなく、7～8月には最高気温を示すものの、県内各地に比べると夏季は涼しいとされている。

冬季には西風が吹き、空気が乾燥し火災の警戒期となる。気温は、内陸と比べ温暖な日が多く、降雪も少なくしのぎやすい気候となっている。

令和2年の気象概況をみると、年間平均気温は 10.7℃、平均風速 2.0m/s、降水量は 1,536mm となっている。

表2-2-1 気象概要

項目 年	気温(℃)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	風向
	平均	最高	最低			
平成27年	10.8	35.7	-9.4	1361	2.2	西南西
平成28年	10.6	34.0	-9.6	1187	2.1	西南西
平成29年	10.0	33.8	-12.6	1165	2.0	西南西
平成30年	10.5	35.0	-12.3	1416	2.0	西
令和元年	10.6	35.2	-10.9	1305	2.1	西
令和2年	10.9	36.0	-11.2	1536	2.0	西
1月	1.0	10.4	-7.2	152	2.4	西
2月	1.0	13.4	-11.2	62	2.1	西
3月	4.9	17.9	-5.0	67	2.8	西
4月	7.3	19.5	-2.9	196	2.8	西
5月	14.3	30.2	2.1	85	2.1	西南西
6月	17.9	32.2	9.3	96	1.6	北東
7月	19.5	27.9	14.2	321	1.3	北東
8月	23.8	36.0	17.0	167	1.4	北東
9月	20.0	34.7	6.9	261	1.8	東北東
10月	12.5	22.8	2.4	73	1.4	西
11月	7.3	23.8	-3.9	31	2.1	西
12月	0.7	12.3	-9.8	28	2.4	西南西

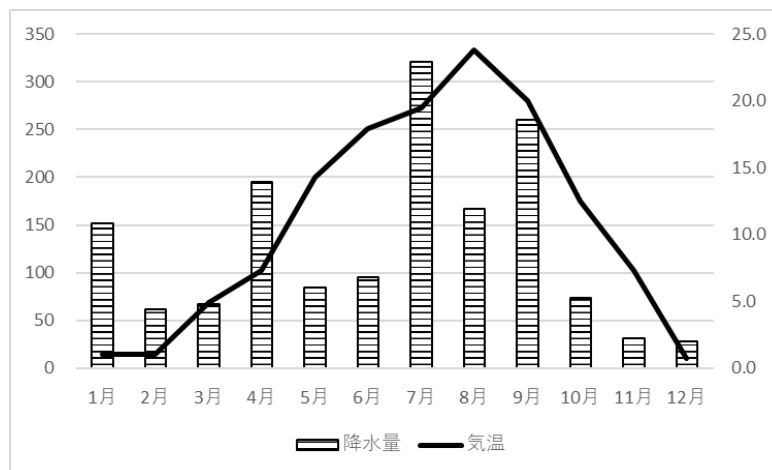


図2-2-1 気象概要（令和2年）

### 第3節 人口動態分布

本村の人口及び世帯数は、表 2-3-1 及び図 2-3-1 のとおりである。人口は減少傾向を示しているが、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの人口が減少している。

表2-3-1 人口及び世帯数の動態

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人口(人)	4408	4357	4291	4229	4201
世帯数(戸)	1646	1655	1649	1647	1660
世帯あたり人口(人)	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5

注) 各年度末現在

資料：住民基本台帳

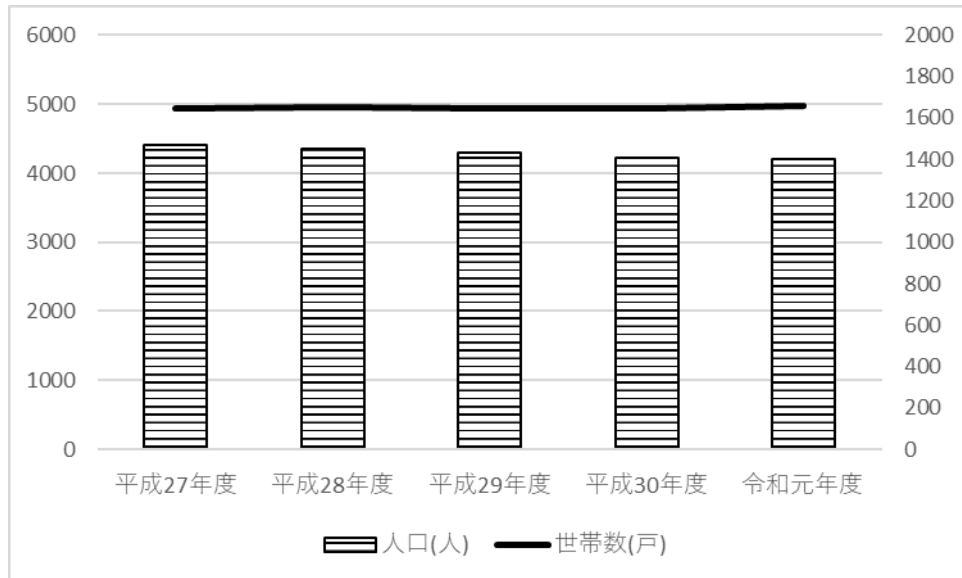


図2-3-1 人口及び世帯数の動態

## 第4節 産業の動向

本村における就業人口の構成（国勢調査）は、平成27年で第一次産業が298人（構成比15.0%）、第二次産業が600人（構成比30.2%）、第三次産業が1,085人（構成比54.6%）となっている。

表2-4-1 就業人口の状況

		平成22年	平成27年
合計		2,056	1,986
第一次産業	農業	197	179
	林業	24	18
	漁業	143	101
	計	364	298
第二次産業	鉱業	5	4
	建設業	327	387
	製造業	283	209
	計	615	600
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	4
	運輸・通信業	91	71
	卸売・小売業	299	243
	金融・保険業	19	25
	不動産業	4	4
	サービス業	553	617
	公務	105	121
計	1,073	1,085	
分類不能		4	3
			資料：国勢調査

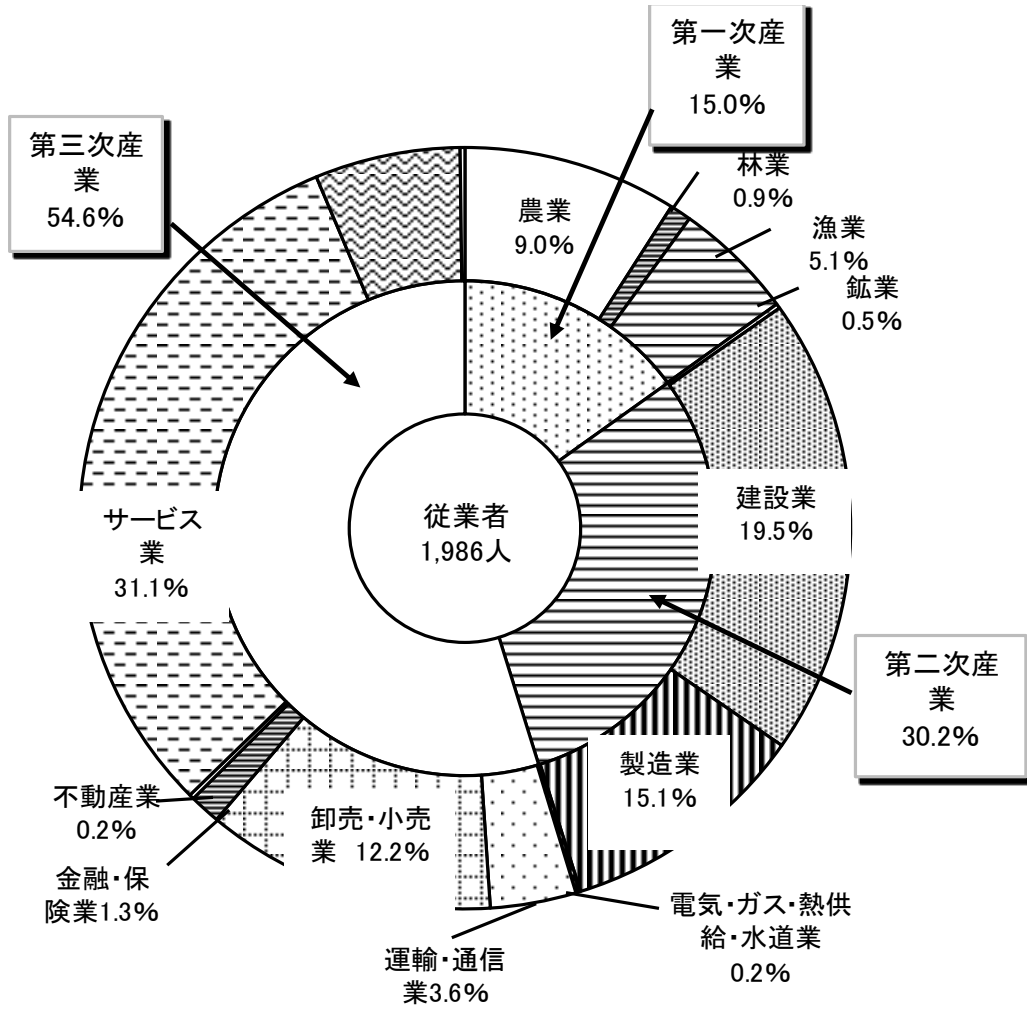


図2-4-1 就業人口の状況（平成27年）



## 1. 商業の推移

従業員数は平成 26 年度に増加したが、その後、緩やかな減少傾向にある。年間商品販売額は平成 26 年度に増加したが、その後減少傾向にある。商店数は平成 26 年度に増加したものの、その後は減少傾向となっている。

表2-4-2 商業の推移

年	項目	商店数	従業員数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	商店増減数 (店)
平成24年度		43	174	1,818	—
平成26年度		45	204	3,085	2
平成28年度		37	171	2,531	△8

資料：商業統計調査、経済構造実態調査

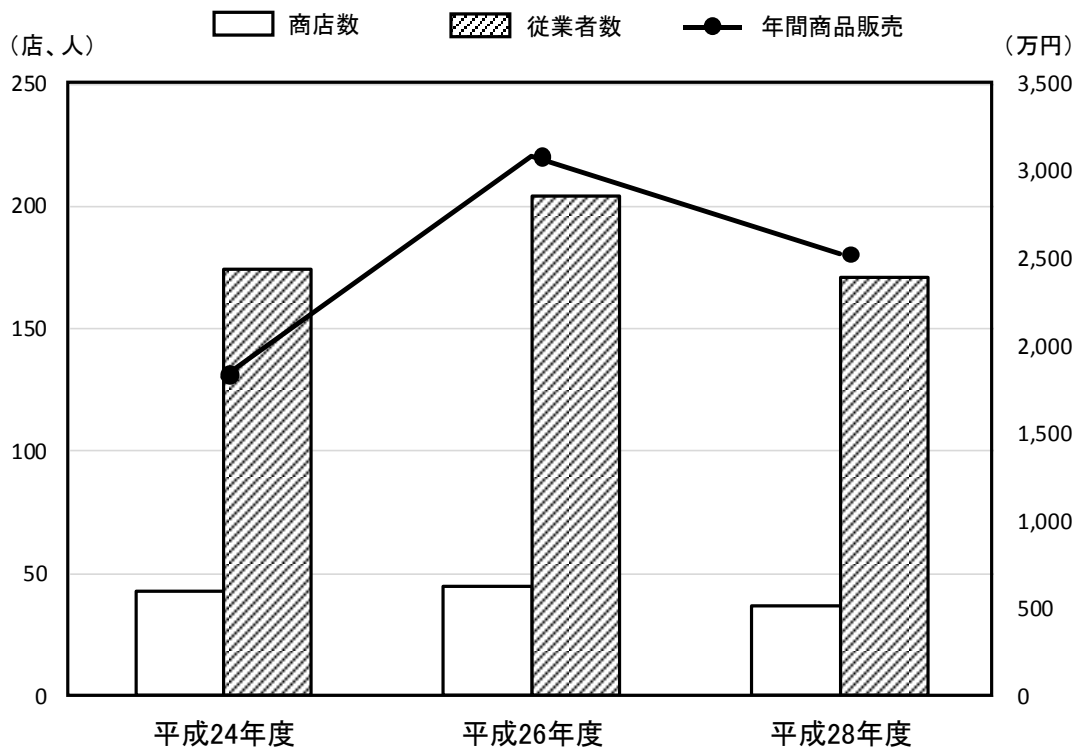


図2-4-2 商業の推移

## 2. 工業の推移

事業所、従業者数、製造品出荷額等ともに増加傾向にある。

表2-4-3 工業の推移

年	項目	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	付加価値 (万円)
平成26年度		4	70	42,383	27,282
平成29年度		4	95	46,278	26,260
平成30年度		4	101	47,915	22,877

※平成27年工業統計調査は「平成28年経済センサス-活動調査」の実施に伴い中止 資料:工業統計調査

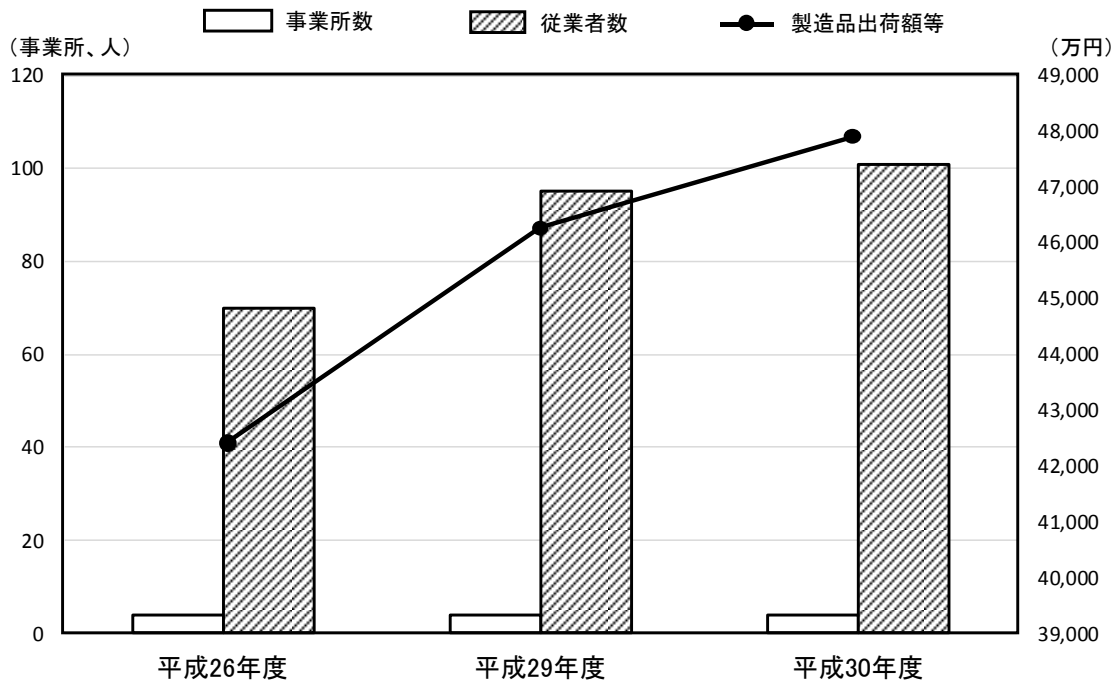


図2-4-3 工業の推移

### 3. 農業の推移

農家数は自給的農家が 182 戸と多く、次いで兼業農家が 96 戸、専業農家 37 戸となっている。

表2-4-4 農業の推移

		野田村
総農家数	(戸)	315
自給的農家	(戸)	182
専業農家	(戸)	37
兼業農家(戸)	第一種	4
	第二種	92
経営耕地面積(ha)	総面積	368
	田	129
	畑	239

資料：世界農林業センサス(2015)

注)

1. 専業農家：その農家の世帯員は農家以外の仕事に全く従事していない農家
2. 兼業農家：その農家の世帯員のうち誰かが一人でも農業以外の仕事に従事している農家
3. 第一種兼業農家：農業と農業以外の仕事を比較して農業を主とする農家
4. 第二種兼業農家：農業と農業以外の仕事を比較して兼業を主とする農家

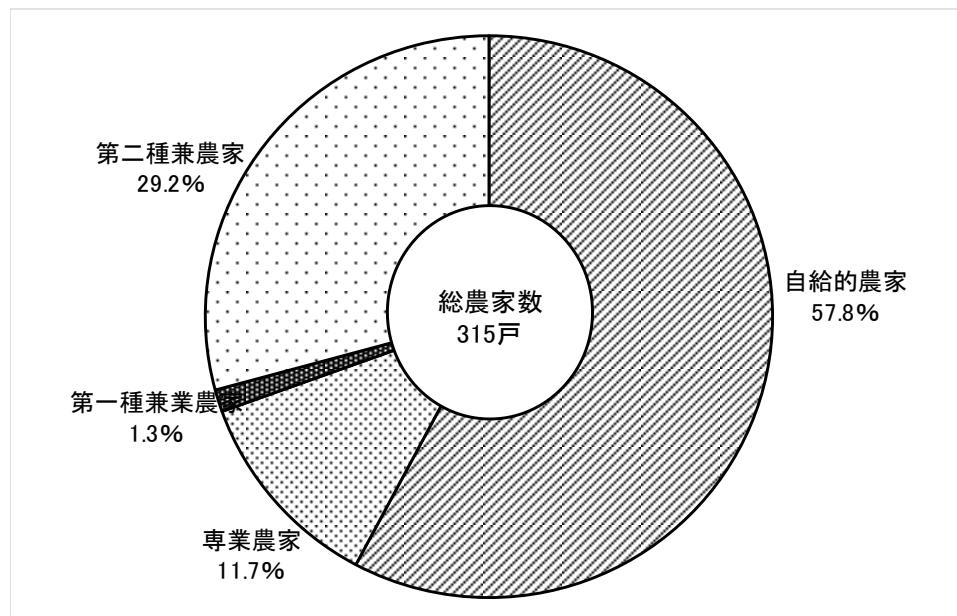


図2-4-4 総農家数 (平成 27 年度)

#### 4. 林業の推移

本村の保有山林面積規模別経営体数は 66 戸で、保有山林面積は 1,855ha となっている。

表2-4-5 保有山林面積規模別経営体数

規模 市町村	総数	保有 山林 無し	5ha 未満	5～ 10ha 未満	10～ 20ha 未満	20～ 30ha 未満	30～ 50ha 未満	50～ 100ha 未満	100ha 以上	保有 山林 面積
野田村	66	0	15	24	16	7	3	1	0	1,855

資料：世界農林業センサス(2015)

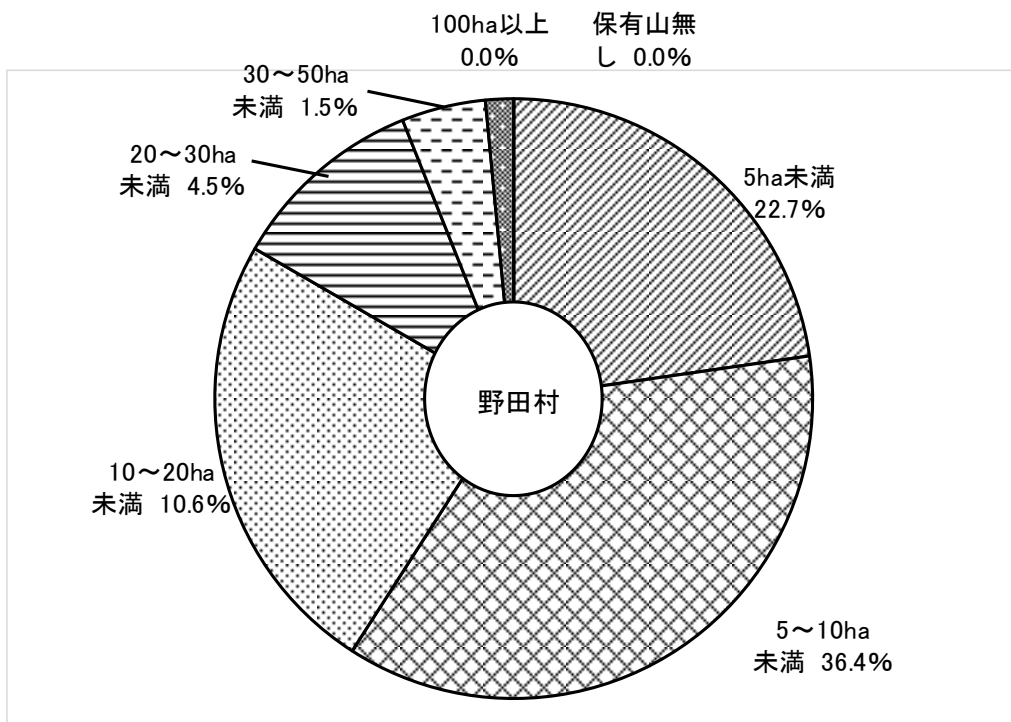


図2-4-5 保有山林面積規模別経営体数

#### 5. 水産業の推移

本村の漁業は、沿岸漁業を中心として漁船漁業、定置網業、浅海養殖業等によって構成されている。

表2-4-6 漁業経営体数、就業者数

	漁業経営体数	漁業就業者数
野田村	97	157

資料：漁業センサス(2018)

## 第5節 土地利用状況

本村の土地利用状況は「山林」が3,844ha（構成比47.5%）で最も多く、次いで「その他」が3,229ha（構成比39.9%）の順で利用されている。

表2-5-1 土地利用状況

(単位:ha)									
地目	田	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総地積
野田村	144	305	161	3,844	208	132	57	3,229	8080

資料: 県市町村課(H30.1.1現在)

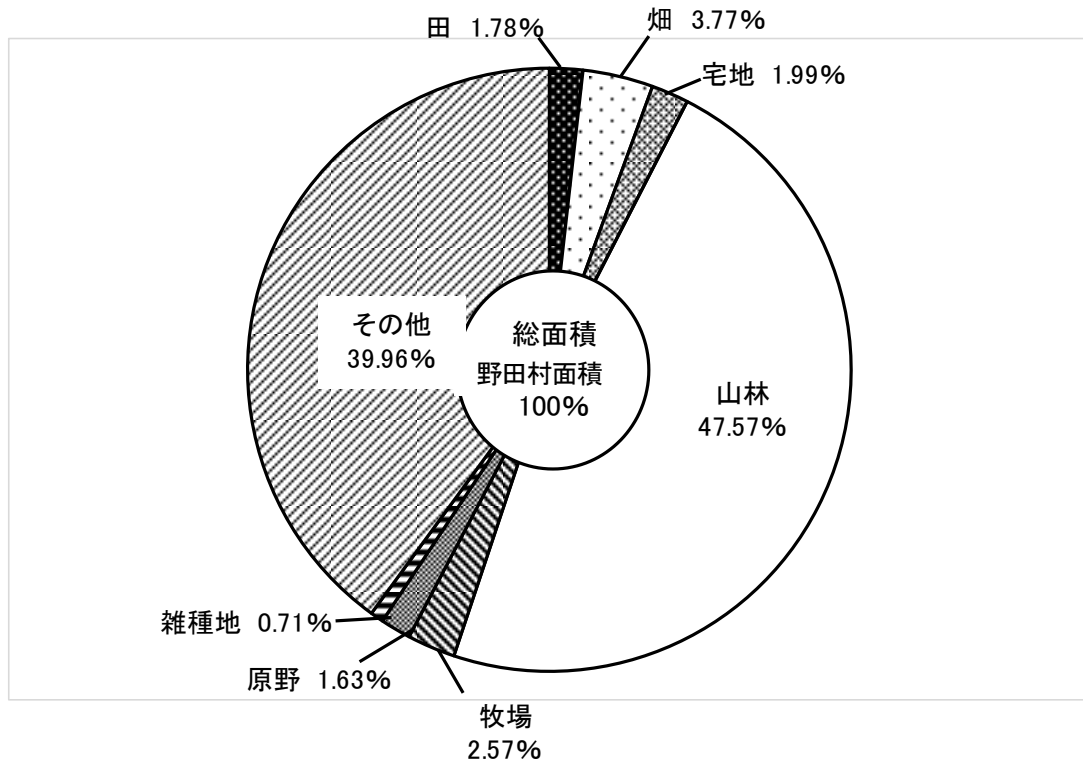


図2-5-1 土地利用状況

## 第6節 交通

本村における主要道路は、国道45号線が沿岸に沿って南北に延びている。鉄道も国道45号線と同じように沿岸に沿って三陸鉄道リアス線がある。



図2-6-1 交通体系

## 第7節 ごみ処理の広域行政

### 1. 広域行政

生活と経済活動の広域化が進む中、住民サービスの向上、都市整備や環境対策の充実など、1行政の枠を越えた課題が増加している。また、財政の合理化や行政運営の効率化といった観点からも広域的な共同事業の推進が重要となっている。

その中で、旧久慈市、野田村、旧山形村、旧大野村及び普代村の1市4村では、平成12年9月5日付けで岩手県知事の許可を受け、久慈広域連合が設置された。さらに、平成14年10月4日には旧種市町の加入について岩手県知事の許可を受け、平成15年度から久慈圏域6市町村の介護保険事務について広域的処理を行うこととなりました。

これらのことから久慈広域圏域内に久慈地区広域行政事務組合と久慈広域連合の2つの広域行政組織が存在することにより、より効率的な広域行政の展開と運営を推進し圏域住民の福祉の向上に資するため、平成20年4月1日に久慈地区広域行政事務組合を統合し、新しく久慈広域連合としてスタートした。

### 2. ごみ処理の広域化計画

ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減対策を講じるため、厚生省（現厚生労働省）において平成9年1月に策定された「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」、平成9年5月の厚生省（現厚生労働省）通知「ごみ処理の広域化計画について」に基づき、岩手県は、ごみの減量化やリサイクルの推進によって焼却量の抑制を図ること、高度な排ガス処理を有する全連続炉での焼却を図ること、さらに廃棄物処理施設の効率的な運営と施設の建設費の経済的側面から複数の市町村が連携して取組みを図ることが必要であることから、平成11年3月に、これら取組みの指針となるべき「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定し、令和2年に「岩手県ごみ処理広域化計画(案)」を策定中である。

なお、本村は岩手県ごみ処理広域化計画において、久慈広域連合、二戸地区広域行政事務組合とでブロックAに位置づけられており、平成22年4月より岩手北部広域環境組合が発足したが、平成26年3月に議会で当該組合からの脱退が議決され、当該組合は平成28年3月28日に解散した。

## 第3章 ごみ処理の概況

### 第1節 ごみ処理の現状

本村におけるごみ処理のフローは、図 3-1-1 のとおりである。

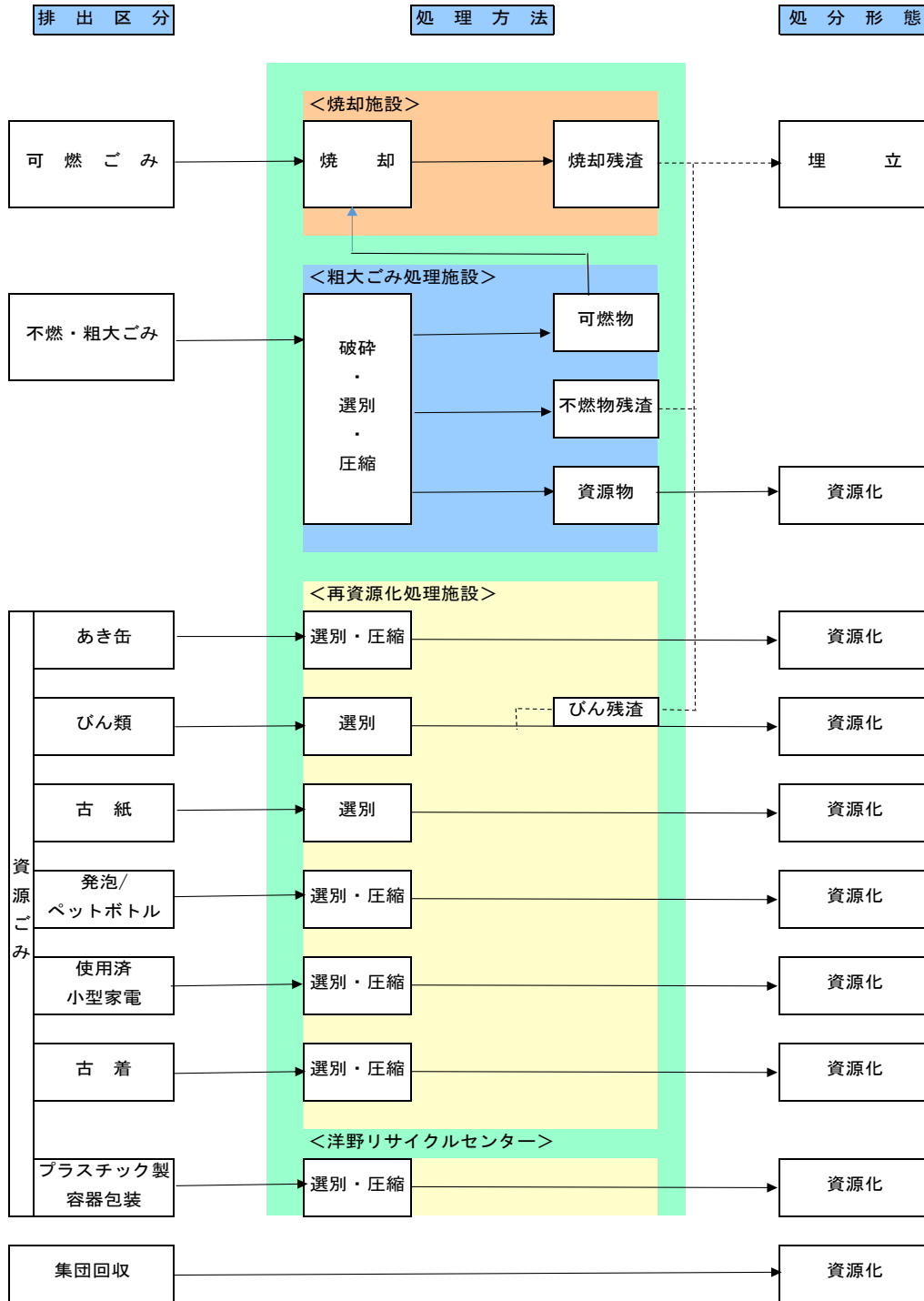


図3-1-1 ごみ処理フロー



本村におけるごみの分別は、表 3-1-2 のとおりである。

表3-1-2 ごみの分別（令和2年度現在）

分別区分	ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方式	
燃えるごみ	生ごみ類(台所ごみ)、紙類(資源物を除いたもの)、ゴム、革製品類、木、草類、布、繊維、プラスチック類で焼却処理が適当なもの	週1回～週2回	指定袋		
燃えないごみ	金属類(ポット、ヤカン、鍋等)、びん類(資源物を除いたもの)、小型電化製品(回収ボックスの20cm×40cmの投入口に入らないもの。エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の家電4品目を除く)、ガラス・陶磁器類(茶碗、皿等)等で破碎処理が可能なもの	月1回			
資源物	空き缶	スチール缶、アルミ缶(共に飲料に限る)	指定袋	ごみステーション	
	ペットボトル	PET1マークのついているボトル			
	発泡スチロール	電化製品の緩衝材を除く魚箱等	指定袋若しくはひもで束ねる		
	びん類	飲料用のびん、食品保存のびん、薬のびん、化粧品のみん、ジャム等調味料のみん	指定袋		
	紙パック	牛乳、コーヒー、ジュース、酒、焼酎等飲料用のパック(アルミニウムが使用されていないもの)	月2回		ひもで十字に束ねる
	段ボール	段ボール			
	新聞紙	新聞紙(広告を含む)	上記の他、紙袋等に入れる		
	雑がみ	雑誌、本、カタログ、紙箱、封筒、ハガキ、コピー用紙、包装紙などの紙類全般			
	プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器包装類(洗剤、調味料に使用されたボトル・チューブ類は除く)	指定袋		
	使用済小型家電	家電リサイクル法の対象となる家電4品目を除く使用済小型家電(小型家電リサイクル法対象品目)	—		—
古着	衣類全般、装飾雑貨、バッグ	—	—	古着回収ボックス	
可燃性粗大ごみ	机、イス、ベット(木製)、畳等60cm×100cm以上又は1袋1束の重量が20kg以上のもの	—	—	直接搬入	
不燃性粗大ごみ	机、イス、ベット(金属製)、自転車等60cm×100cm以上又は1袋1束の重量が20kg以上のもの	—	—		
搬入できないもの	コンクリートくず、レンガ、瓦、ガスボンベ、消火器、ペンキ、タイヤ、オイル、ガソリン、灯油、シンナー類、薬品類、農薬、二輪車、バッテリー、ドラム缶、建築廃材、耐火ボード、汚泥、ボイラー、焼却炉、農機具、業務用冷蔵庫、ストッカー、自動販売機、スプリング入りマットレス(スプリングを外し、燃えるものと燃えないものに区分したものを除く)、農業用廃プラ、在宅医療廃棄物(注射針等鋭利な物)、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・医療乾燥機)	—	—	販売店、廃棄物処理業者、指定取引場所、医療機関	
家電リサイクル法等の対象物	エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、パソコン	—	—		

## 第2節 ごみの排出状況

### 1. ごみ排出量の推移

本村の排出状況は、表 3-2-1 及び図 3-2-1 のとおりである。

燃えるごみは横ばいとなっている。燃えないごみ、あき缶は平成 29 年度に減少したが、以降は横ばい状態となっている。古紙、発泡・ペットボトルは平成 29 年度に増加し、以降は横ばいとなっている。総排出量は全体的に横ばいとなっている。

表3-2-1 ごみ排出量の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
燃えるごみ	1,106.89	1,095.18	1,082.21	1,107.56	1,100.63
燃えないごみ	73.17	75.39	59.92	51.77	53.19
あき缶	10.06	9.58	8.87	8.65	9.55
びん	26.10	25.00	30.33	36.71	35.57
古紙	55.79	55.81	59.56	61.56	59.46
発泡・ペットボトル	10.35	9.06	9.37	10.01	11.01
自家処理	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計	1,282.36	1,270.02	1,250.26	1,276.26	1,269.41
集団回収	28.30	25.00	25.00	22.60	21.30
全体	1,310.66	1,295.02	1,275.26	1,298.86	1,290.71

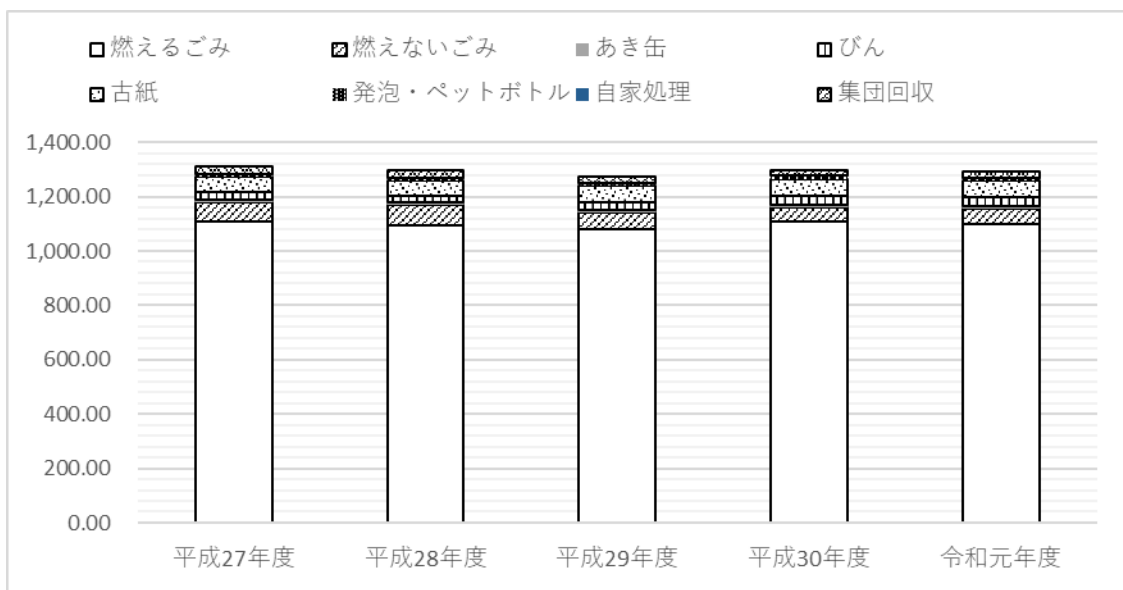


図3-2-1 ごみ排出量の推移

また、1人1日あたりのごみ排出量は、表3-2-2及び図3-2-2のとおりである。

表3-2-2 1人1日あたりのごみ排出量

(単位 g/人/日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
野田村	820	823	826	852	853

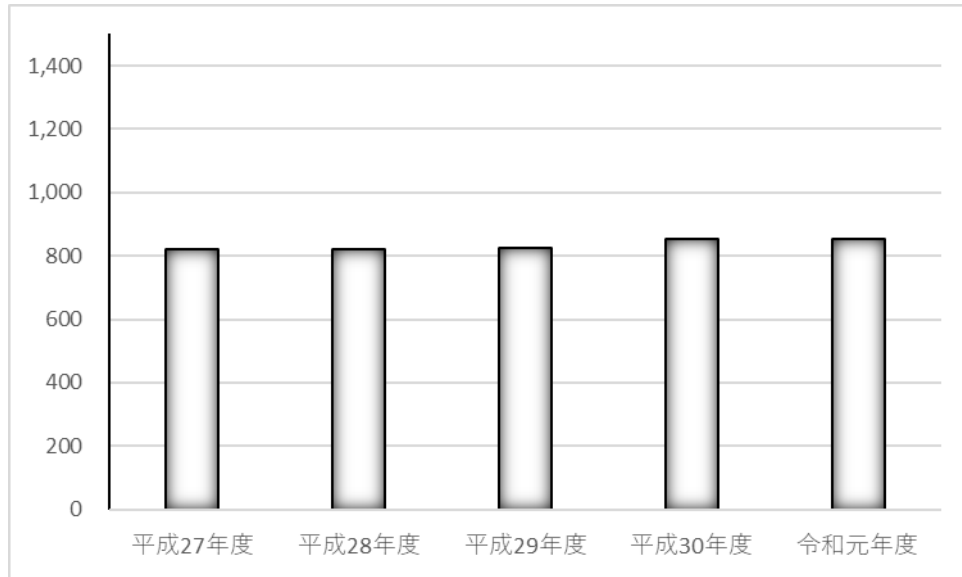


図3-2-2 1人1日あたりのごみ排出量

## 2. ごみの組成

ごみ組成の分析は久慈地区清掃センターで行っており、各年度の平均値、は表 3-2-3 及び表 3-2-4 並びに図 3-2-3 及び図 3-2-4 のとおりです。

燃えるごみは紙・布類の割合が高く、約 50%を占めており、燃えないごみはガラス類が約 60%を占めている。

表3-2-3 ごみ組成（燃えるごみ）

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
類組	紙・布類	46.53%	52.72%	52.70%	51.52%	42.43%
	ビニール・ゴム類	23.71%	23.59%	19.85%	27.50%	37.62%
	木・竹・藁類	6.10%	6.27%	5.62%	3.50%	9.57%
	厨芥類	18.74%	11.37%	15.43%	16.01%	8.06%
	不燃物	1.45%	3.74%	2.17%	0.83%	1.61%
	その他	3.47%	2.31%	4.23%	0.65%	0.71%

※年4回実施した結果の平均値

(乾重量基準)

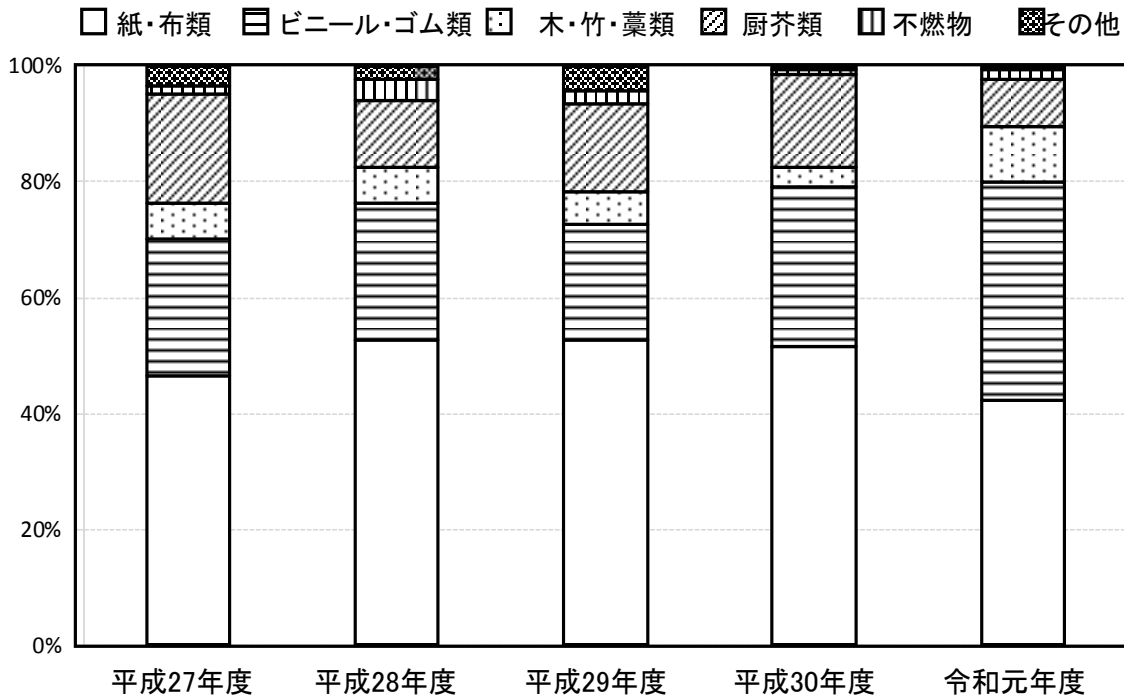


図3-2-3 ごみ組成（燃えるごみ）

表3-2-4 ごみ組成（燃えないごみ）

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
類組	可燃物	7.86%	1.85%	-	3.21%	-
	鉄屑類	22.47%	26.21%	-	19.79%	-
	ガラス類	54.37%	59.85%	-	56.16%	-
	アルミ屑類	2.56%	2.66%	-	7.61%	-
	磁器・陶器類	10.88%	7.36%	-	4.77%	-
	その他	1.86%	2.07%	-	5.46%	-

※平成27年度は2回実施した平均。平成28、30年度は1回実施。

(乾重量基準)

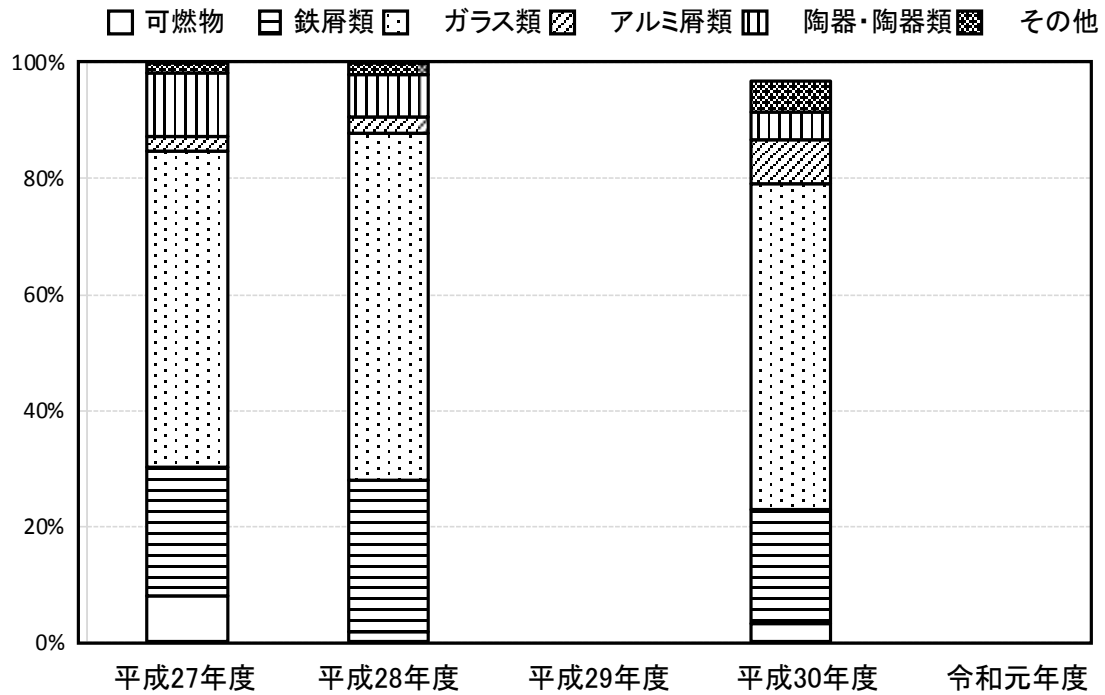


図3-2-4 ごみ組成（燃えないごみ）

### 第3節 中間処理の現状

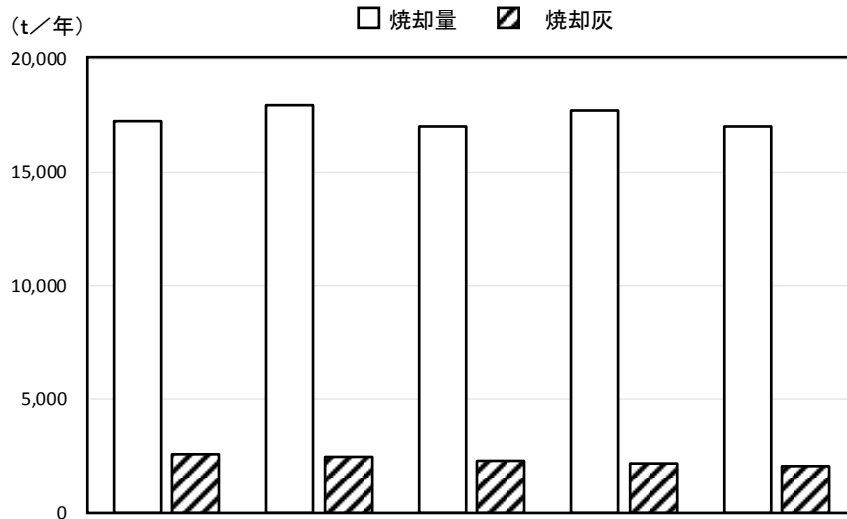
#### 1. 焼却施設

収集した燃えるごみ及び破碎処理された可燃性粗大ごみは、久慈地区ごみ焼却場において焼却処理している。ごみ焼却施設の概要は表3-3-1のとおりである。また、ごみ焼却施設での処理実績（連合圏域）は図3-3-1のとおりである。

焼却量、焼却灰ともに平成29年度に減少しているが、以降、増加傾向にある。

表3-3-1 ごみ焼却施設の概要

団体名称	久慈広域連合	
構成市町村	久慈市、洋野町、普代村、野田村	
施設名称	久慈地区ごみ焼却場	
所在地	岩手県久慈市夏井町大崎3-95	
規模	120t/24h	
処理方式	全連続燃焼式焼却炉	
敷地面積	26,490.12㎡	
建屋面積	1,589.78㎡	
工期	着工	平成10年1月
	竣工	平成11年3月



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
焼却量(t)	17,273.19	17,970.63	17,020.18	17,745.44	17,023.70
焼却灰(t)	2,553.80	2,462.90	2,253.37	2,133.52	2,063.53
残渣率	14.78%	13.71%	13.24%	12.02%	12.12%

※連合全体、災害ごみ含む

図3-3-1 ごみ焼却施設の実績（連合圏域）

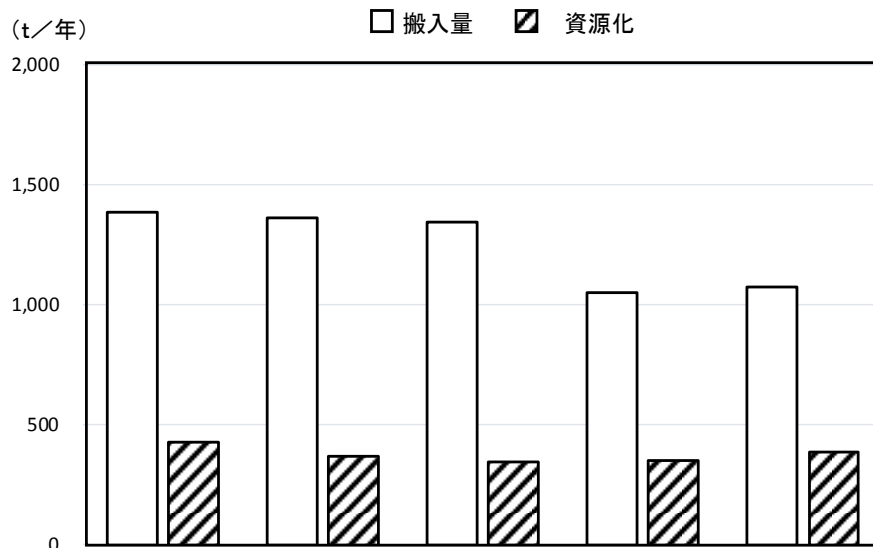
## 2. 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の概要は、表 3-3-2 のとおりである。また、粗大ごみ処理施設での処理実績（連合圏域）は、図 3-3-2 のとおりである。

搬入量、資源化量ともに減少傾向にあり、資源化率は 30%前後で推移している。

表3-3-2 粗大ごみ処理施設の概要

団体名称	久慈広域連合	
構成市町村	久慈市、洋野町、普代村、野田村	
施設名称	久慈地区粗大ごみ処理場	
所在地	岩手県久慈市夏井町鳥谷4-23-6	
規模	30t/日(5h)	
破砕機	横型高速回転破砕機	
選別設備	磁選機及びトロンメル、アルミ選別機	
敷地面積	1,750㎡	
建屋面積	438.605㎡	
延床面積	493.998㎡	
工期	着工	昭和55年7月
	竣工	昭和56年3月



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
搬入量(t)	1,383.12	1,363.91	1,345.88	1,049.68	1,073.42
資源化量(t)	429.1	368.19	345.35	353.39	386.03
資源化率	31.02%	27.00%	25.66%	33.67%	35.96%

※連合全体、災害ごみ含み

図3-3-2 粗大ごみ処理施設の実績（連合圏域）

## 第4節 最終処分の現状

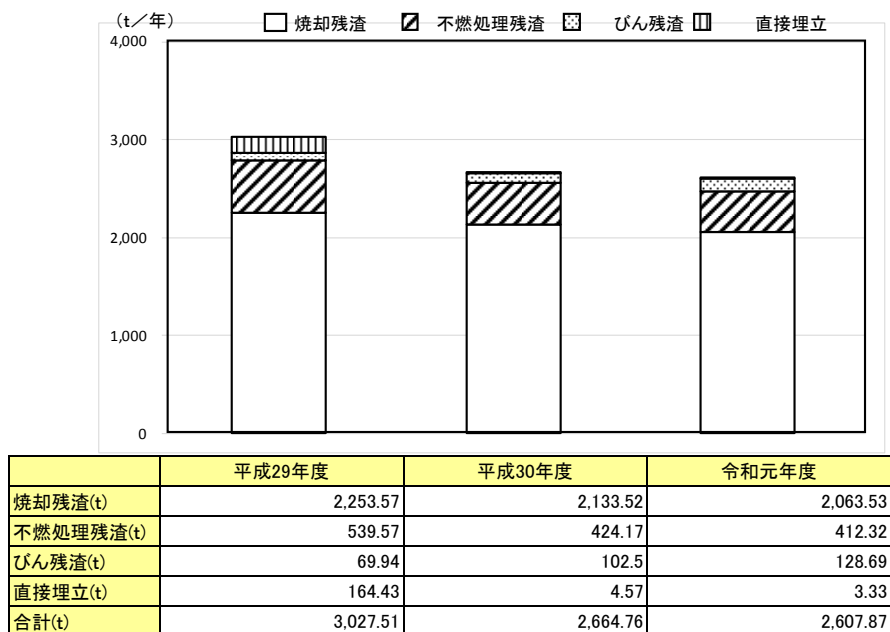
最終処分場の概要は、表 3-4-1 のとおりである。また、最終処分場での処理量（連合圏域）は、図 3-4-1 のとおりである。

最終処分量は平成 29 年度は直接埋立が多いものの、全体的に減少傾向にある。

表3-4-1 最終処分場の概要

団体名称	久慈広域連合	
構成市町村	久慈市、洋野町、普代村、野田村	
施設名称	久慈地区最終処分場	
所在地	岩手県久慈市夏井町烏谷4-23-6	
埋立対象物	粗大ごみの処理不燃物、焼却残渣、等	
敷地面積	81,200㎡	
埋立面積	9,160㎡	
埋立容量	59,100㎡	
埋立対象物	焼却残渣・不燃残渣	
埋立方法	準好気性埋立構造	
工期	着工	平成12年10月
	竣工	昭和56年3月

図3-4-1 最終処分場の実績（連合圏域）



※連合全体、災害ごみ含み

図3-4-2 最終処分場の実績（連合圏域）



## 第5節 清掃事業費

清掃事業費の推移は表 3-5-1 のとおりである。

表3-5-1 ごみ処理事業費

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ごみ処理事業費	51,701	46,149	37,694	38,474	46,449
し尿処理事業費	15,300	10,455	7,053	9,891	10,370
清掃事業費(合計)	67,001	56,604	44,747	48,365	56,819

注)建設・改良費は除く

## 第6節 ごみ処理の課題

### 1. ごみの排出抑制

本村では、家庭用生ごみ処理機等の利用促進や各種啓発活動など、家庭ごみの排出抑制対策を中心として様々な取組みを行ってきたところである。

このような各種の取組み及び住民、事業者による排出抑制活動により、本村のごみ排出量は、多少の増減はあるものの、微増にとどまっている。しかし、事業系ごみの割合が高いことが課題として挙げられる。

今後は、ごみの減量に向けて、過剰包装を辞退する、詰め替え製品を購入するなどのごみの発生を抑制したライフスタイルの構築や、住民、事業者によるごみの発生・排出抑制、資源化のさらなる推進を検討する必要がある。

### 2. ごみの資源化

現在、紙類やびん類、缶類、ペットボトル等を分別収集し、資源化を行っているが、回収量は伸び悩んでおり、今後は一層の住民および事業者の協力が必要となる。

また、現在はびん類、缶類、ペットボトルについては、飲料用容器、調味料容器などを収集対象にしている。分別方法は現在では住民に認識されつつあることから、今後は資源化の向上についても検討する必要がある。

### 3. ごみの収集・運搬

現在、ごみの収集運搬は久慈広域連合が委託する収集業者により実施しているが、資源ごみ等の分別収集細分化（多品目化）に伴い、収集経費が増加する結果となることから、今後は一層の効率化に向け、収集頻度、収集容器、収集車両等について検討する必要がある。

### 4. 中間処理施設

ごみ焼却施設では、ダイオキシン類排出の規制強化に対応するため、排ガス処理装置の改造工事を行いました。しかし、施設稼働から10年以上が経過しているため、施設の一部に老朽化の傾向が見られ、早急な対策が必要な状況である。

そのため、現在、新しい中間処理施設の整備に向けた検討を開始する必要があります。しかし、新規中間処理施設が稼働するまでは、現在の施設を適正な維持管理のもとで運営するとともに、可燃ごみを減量して、施設への負荷を低減させる必要がある。

また、粗大ごみ処理施設についても稼働後40年以上が経過していることから、ごみ焼却施設と同様に更新に向けて、早急に検討を進める必要がある。

## 5. 最終処分場

久慈広域連合にて新規最終処分場を平成 14 年 3 月に整備している。今後については、この最終処分場にて焼却灰などの埋立てを継続しますが、次期最終処分場を整備することは非常に厳しいことから、この最終処分場を延命化することが課題となる。そのためには、ごみの発生段階からの減量化、資源化についての検討が必要である。

## 第4章 ごみ処理の基本方針

### 第1節 基本条件

本村における令和元年度の1人1日あたりの排出量原単位は853g/人/日となっており、全国平均に比べて原単位は低く、リサイクル率も低い割合となっている。

そのような中で、平成13年1月に施行された循環型社会形成推進基本法では、基本原則として以下の優先順位が定められている。

#### ① 発生抑制 (リデュース)

“もの”の発生自体を抑制することにより、廃棄物等になる量を削減。

#### ② 再使用 (リユース)

“もの”が“循環資源”となった場合、まず、環境負荷の少ない再使用を目指す。

#### ③ 再生利用 (マテリアルリサイクル)

再使用が不可能な“循環資源”については、全部又は一部を原材料として再生利用を目指す。

#### ④ 熱回収 (サーマルリサイクル)

再生利用についても不可能な“循環資源”であって、熱回収が可能なものについては、熱を得ることによって、有効利用を目指す。

#### ⑤ 適正処分

①から④までで有効利用が不可能な“循環資源”については、焼却、減容、埋立など、適正に処分する。

本村においてもこの基本原則に基づき、循環型社会形成に向けた各種取組みを実施する。

## 第2節 ごみ処理の基本方針

前述での基本条件を基に、本村では以下の3点をごみ処理の基本方針として計画を推進する。

1. ごみの発生と排出の抑制
2. リサイクルの推進
3. 適正処理の確保

## 第3節 ごみの処理実態

ごみの処理実態は表4-3-1のとおりである。

表4-3-1 ごみの処理実態

区分	処理実態
排出源における再資源化	(住民)
ごみ収集・運搬	久慈広域連合
ごみ焼却施設運転管理	
不燃ごみと粗大ごみの再資源化選別	
焼却灰の搬送(埋立処分場)	
最終処分	

## 第4節 計画目標年次

計画目標年次は、15年後の令和16年度とする。

計画書の改訂は、計画の前提となる諸条件の変動等を考慮し、概ね5年ごとに行う。

今後の広域処理等の進展があり、一般廃棄物対策に大きな変更が生じた場合には、随時見直しを行う。

## 第5章 ごみ処理基本計画

### 第1節 人口、ごみ排出量の予測

#### 1. 計画収集人口の予測

##### (1) 計画収集人口

計画収集人口は、村内全域の人口とする。

##### (2) 計画収集人口の将来予測

本村の将来人口は、表 5-1-1 のとおり予測されている。

表5-1-1 人口の展望

	令和2年度	令和7年度	令和12年度
野田村	4,191	4,143	4,094

#### 2. 計画ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量の予測方法は、平成15年12月の環境省通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」に基づき、次の計算式により、算出する。

計画年間日平均処理量

= 計画収集人口 × 計画1人1日平均ごみ排出量 + 計画直接搬入量（日量換算値）

#### 3. 計画1人1日平均ごみ排出量（家庭系ごみ）の予測

1人1日平均ごみ排出量は、時系列分析により予測し、過去の実績を数式モデルにあてはめ、予測を行う手法により予測すると以下のとおりである。

表5-1-2 計画1人1日平均排出量

年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和16年度
1人1日平均排出量（g/人/日）	857	883	903	918
ごみ排出量（t/日）	3.59	3.65	3.69	3.69

注）下段は1人1日平均排出量に計画収集人口を乗じて算出した計画収集ごみ量

#### 4. 計画直接搬入量（事業系ごみ）の予測

許可業者、住民、官公署等が持込むごみの量の予測を行う。

計画直接搬入量は、各年の日排出量を時系列分析により予測する方法が多くなっている。

予測結果を表 5-1-3 のとおりである。

表5-1-3 計画直接搬入量

年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和16年度
排出量（t/日）	0.85	0.84	0.83	0.81

#### 5. 人口、ごみ排出量予測のまとめ

以上の予測から、現状のままごみ量等が推移した場合の計画収集人口、計画ごみ排出量は、表 5-1-4 のとおりとなる。

表5-1-4 人口、ごみ排出量の予測

年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和16年度
人口（人）	4,191	4,143	4,094	4,020
計画1人1日平均排出量（g/人/日）	857	883	903	918
計画収集ごみ量（t/日）	3.59	3.65	3.69	3.69
直接搬入ごみ量（t/日）	0.85	0.84	0.83	0.81
計（t/日）	4.44	4.49	4.52	4.50
年間排出量（t）	1,621	1,639	1,650	1,643

## 第2節 発生・排出抑制計画

### 1. 現状と課題

発生・排出抑制に関する現状及び課題として以下の項目がある。

- ごみ発生量について
  - ・ごみ発生量はほぼ停滞傾向であり、減少していない。
  - ・1人1日あたりのごみ排出量（家庭系ごみ）は、近年は増加傾向にある。
- 生ごみ処理について
  - ・生ごみの自家処理についての更なる啓発が必要である。
- ごみ袋について
  - ・久慈広域連合内の全域における指定袋制度の導入が必要である。
  - ・指定袋の広域管内での規格統一によるコスト削減に向けた検討が必要である。
  - ・将来的な有料化についての検討が必要である。

### 2. 施策の方針

発生・排出抑制を推進するために、次の3点を施策の基本的な方針とします。

#### 基本方向

- 住民による発生・排出抑制
- 事業者による発生・排出抑制
- 行政による発生・排出抑制のためのシステム作り

### 3. 重点施策の展開

#### (1) 住民による発生・排出抑制

##### ① 生ごみのコンポスト化

調理の際に発生する生ごみについては、コンポスト化し、燃えるごみとして出さないように心がける。

##### ② 過剰包装・使い捨て商品の抑制

買い物に行く際には買い物袋を持参し、過剰包装を断るとともに、使い捨て製品や無駄な物の購入をやめ、「ごみを買わない意識」の定着を図る。



## (2) 事業者による発生排出抑制

### ① 事業者の自己処理責任の遵守

事業所から発生する全てのごみについて、自己処理責任を遵守できるよう、自らが排出しているごみの量を把握し、適正な処理が行われるような対策を講じる。

### ② 事業者への資源化・減量化計画策定指導

多量排出事業者に対し廃棄物減量計画書等によるごみの減量や処理状況を把握するとともに、分別区分やリサイクルシステムの活用等について、指導や情報提供を図る。

### ③ 情報提供の推進

商工会議所等の事業団体を通じ、発生抑制や資源化の推進について、情報提供や啓発に努める。

### ④ 拡大生産者責任の明確化

循環型社会の形成に向け、物の製造・販売元である事業者に対して、拡大生産者責任（EPR=Extended Producer Responsibility）の明確化を求める。

## (3) 行政による発生・排出抑制のためのシステム作り

### ① ごみ処理体系の変更による発生・排出抑制施策

長期的な視野の中での検討項目である広域管内の指定袋の統一及び家庭系ごみの有料化について、統一方法、料金体系など必要時期において具体的な検討を進める。

### ② 強化・継続する発生・排出抑制施策

以下の項目については、引き続き実施することとし、必要に応じて強化や制度の見直しを実施する。

- ・ 生ごみの自家処理の推進
- ・ フリーマーケット等の開催（支援含む）
- ・ 事業所の適正処理の推進
- ・ 公共施設から排出されるごみの減量化
- ・ マイバックキャンペーンの推進

## 第3節 資源化計画

### 1. 現状と課題

資源化に関する現状及び課題として、以下の項目がある。

- びん類・缶類、ペットボトルについて
  - ・回収量が停滞傾向にあるため、住民や事業者の協力を得ることが必要である。
- 生ごみについて
  - ・現在、多くが焼却されているため、生ごみの自家処理の推進が必要である。
- 資源化全体について
  - ・住民自身の意識高揚をどれだけ図れるかが重要である。
  - ・最新のリサイクル技術の動向にも着目する必要がある。
  - ・集団回収、拠点回収による資源化の促進を図ることが重要である。

### 2. 施策の方針

資源化を推進するために、次の2点を施策の基本的な方針とする。

#### 基本方向

- 家庭系ごみの資源化の推進
- 事業系ごみの資源化の推進

### 3. 重点施策の展開

#### (1) 家庭系ごみの資源化の推進

資源化施策の検討にあたっては久慈広域連合及び構成市町村との連携を図る。

##### ① 再使用推進事業の支援

環境負荷の少ないリサイクル手法である再使用を推進するために、フリーマーケットや日用品交換会など、地域ぐるみで住民や事業者が自主的に行う各種取組みを支援する。

##### ② 容器の資源化の向上

びん類、缶類、ペットボトルの資源化の更なる向上に向け、久慈広域連合及び構成市町村と分別収集を検討する。

##### ③ プラスチック類の資源化の向上

現在、資源ごみとして収集されているプラスチック類の更なる向上に向け、久慈

広域連合及び構成市町村と分別収集の検討を行う。

④ **生ごみの資源化の検討**

生ごみの資源化に関して、先進自治体や企業における取組みを調査し、本村への適用について研究する。

⑤ **雑がみ類の資源化の向上**

現在、資源ごみとして収集されている封筒などの雑紙類の資源化の更なる向上に向け、久慈広域連合及び構成市町村と分別収集の検討を行う。

住民が行っている拠点回収を推進する。

⑥ **その他の資源化の検討**

現在、燃えないごみとして収集されている使用済乾電池や使用済蛍光灯の資源化に向け、久慈広域連合及び構成市町村と資源化方法等の検討を行う。

⑦ **住民主体の集団、拠点回収の推進**

現在行われている資源の集団回収、拠点回収の拡大を図る。

**(2) 事業系ごみの資源化の推進**

① **事業系ごみの分別マニュアル整備**

事業所から排出されるごみが適正に分別されるよう、事業系ごみ分別のマニュアルを作成し、啓発に努める。

② **事業系ごみのリサイクル支援体制の整備**

事業所から排出されるごみが適正に分別されるよう、排出方法の指導を行うとともに、分別排出された資源物について、資源化施設での受入体制の整備を久慈広域連合及び構成市町村と検討する。

③ **各種リサイクル法への対応**

容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等の適正な運用を図り、循環資源の再生利用等の促進を図る。

## 第4節 収集・運搬計画

### 1. 現状と課題

収集・運搬に関する現状及び課題として、以下の項目があります。

- ・久慈広域連合、構成市町村における指定袋制度統一に向けた検討が早急に必要である。
- ・燃えるごみなど、収集回数の統一に向けた検討が必要である。
- ・新たな資源化の検討による、収集運搬体制の整備に向けた検討が必要である。

### 2. 施策の方針

収集・運搬体制の充実のために、次の2点を施策の基本的な方針とする。

#### 基本方向

- 収集・運搬体制の見直し
- 住民生活に配慮した収集・運搬体制の確立

### 3. 重点施策の展開

#### (1) 収集・運搬体制の見直し

将来における本村の収集・運搬体制は以下のとおりとすることを旨とする。

##### ① 収集区域の範囲

本村全域を計画収集区域とする。

##### ② 収集運搬の実施主体

ごみの収集・運搬は、現行どおり、久慈広域連合が委託する収集業者により実施する。

##### ③ 収集体制

将来的には久慈地区広域内の燃えるごみの収集回数を統一することを目指します。将来の分別収集項目は、表 5-4-1 に示すとおりである。

表5-4-1 本村の収集・運搬体制（将来）

分別区分		収集回数	排出形態	収集方式
燃えるごみ		週2回	指定袋	ステーション
燃えないごみ		月2回		
資源物	あき缶	月2回	指定袋	
	ペットボトル		指定袋かひも	
	発泡・トレー		指定袋	
	プラスチック類		ひも	
	びん類			
	紙パック			
	段ボール			
	新聞紙			
雑誌類・雑誌類				
可燃性粗大ごみ		—	—	直接搬入
不燃性粗大ごみ				
自己搬入もできないもの				販売店指定 引取場所
家電リサイクル法の対象物				

## (2) 住民生活に配慮した収集・運搬体制の確立

### ① 高齢者に配慮した収集・運搬

自らごみの排出場所までごみを持ち出すことができない住民や、高齢化社会に対応した収集方法の検討を行う。

### ② 集積所環境の維持管理

家電4品目等の不法投棄を抑制するため、自治会関係者の協力を得ながら、通報・監視体制を強化する。

ごみ散乱防止ネットなどにより、犬、猫、カラス等によるごみの散乱を防ぎ、集積所環境を保護する。

### ③ 住民への指導

違反のごみ出しをしている住民に対して、分別指導を強化する。また、転入手続きの際に、排出に関する指導を徹底できるように推進する。

また、分別の悪い地区には指導を行う。

### ④ 収集車両による環境負荷低減・低公害化の推進

収集車両の周辺環境への負荷を低減するため、天然ガス車・ハイブリッド車の導入等、車両の低公害化を啓発を行う。

## 第5節 中間処理計画

### 1. 現状と課題

中間処理に関する現状及び課題は以下の項目がある。

#### ○ごみ焼却施設について

- ・ダイオキシン類対策工事は実施されているが、施設稼働から15年以上が経過しているため、施設の適正な管理とともに、新たなごみ処理施設の整備に向けた検討が必要である。

#### ○粗大ごみ処理施設について

- ・稼働から15年以上が経過しているため、施設の適正な管理とともに、新たなごみ処理施設の整備に向けた検討が必要である。

### 2. 施策の方針

中間処理の充実のために、次の3点を施策の基本的な方針とする。

#### 基本方向

- 既存施設の維持管理
- 新たなごみ処理施設の整備
- 安定した処理体系の確保

### 3. 重点施策の展開

#### (1) 既存施設の維持管理

ごみの焼却や破砕選別処理における環境負荷を低減するとともに、施設の老朽化を抑えるため、定期整備に加え必要に応じた点検整備・補修等を行い、施設の長期的な利用に配慮した適正な運営に努める。

#### (2) 新たなごみ処理施設の整備

久慈広域連合のごみ焼却施設は、稼働後15年以上経過するとともに、粗大ごみ処理施設も稼働後15年以上が経過し、一部の機器には老朽化の傾向が見られるため、新たなごみ処理施設の更新等の検討を開始する。検討に際しては、岩手県廃棄物処理計画や岩手県ごみ処理広域化計画等に基づき、県や周辺市町村との調整を行

う。施設整備にあたっては、以下の指針を踏まえ、計画を策定する。

- ・環境と安全に徹底的に配慮した施設とする。
- ・技術の進展等の動向に配慮しながら計画を進める。

### (3) 安定した処理体系の確保

#### ① 様々な変化に対応した処理体系の確保

今後、以下の点においてごみの量及びごみの質等の変化が予想される。

- ・人口の減少
- ・生活様式の変化
- ・各種施策の実施
- ・プラスチック類の増加
- ・法体系の変化（容器包装リサイクル法等）

これらの変化に対応するため、現在の処理システムの評価を行い、必要な改善や更新などの対応を行う。

#### ② 広域的な中間処理体制への適正な対応

ごみ処理施設を整備するにあたり、県や関係市町村との協議を行い、検討する。

## 第6節 最終処分計画

### 1. 現状と課題

最終処分に関する現状及び課題として以下の項目がある。

#### ○最終処分場

- ・本村では久慈広域連合において最終処分場を平成14年4月に整備しているが、供用期間をできるだけ延命させる必要がある。

### 2. 施策の方針

次の2点を施策の基本的方針とする。

#### 基本方向

- 最終処分場の維持・管理
- 最終処分量の減量を目指したシステム構築

### 3. 重点施策の展開

#### (1) 最終処分場の維持・管理

最終処分場の適正な維持管理に向け、浸出処理水や発生ガスの適正管理などを徹底します。

#### (2) 最終処分量の減量を目指したシステム構築

##### ① 焼却灰等の資源化の推進

久慈広域連合において、ごみ焼却施設から発生する焼却灰等の処理について、資源化の可能性を調査・研究する。

##### ② 粗大ごみ処理施設から発生する残渣の有効利用

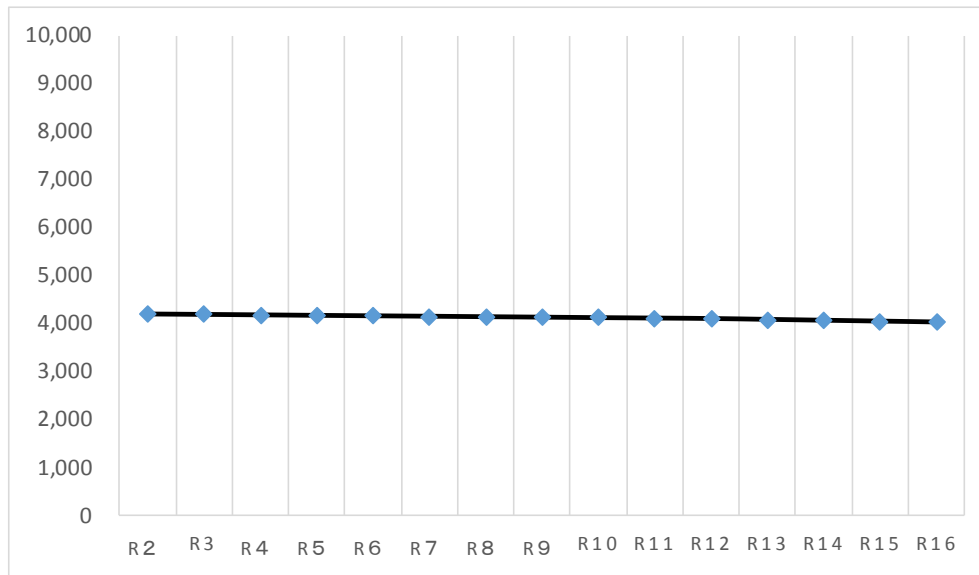
久慈広域連合において、粗大ごみ処理施設から発生する残渣の処理について、資源化の可能性を調査・研究する。



## 第7節 資源循環計画

### 1. 将来人口の予測

令和16年度までの人口は、図5-7-1のとおりである。



年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
人口 (人)	4,191	4,182	4,172	4,162	4,152	4,143	4,133	4,123
年 度	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
人口 (人)	4,113	4,104	4,094	4,076	4,057	4,039	4,020	

図5-7-1 将来人口の予測

### 2. 目標とすることみ処理システム

計画期間におけるごみ処理システムについては、以下の考え方を基本とする。

#### 基本方向

- 減量化・資源化施策を推進します。
- 新ごみ処理整備に向けた検討を開始します。

### 3. 数値目標

この基本計画においては、「ごみ減量目標」、「資源化目標」、「最終処分量削減目標」の3項目について、令和7年度を目標年次として達成すべき具体的な数値目標を掲げます。基準年度と目標年度の設定は廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成13年5月7日環境省告示第34号）」が定められており、廃棄物の減量化の目標量が示されている。本村ではごみ排出量の予測結果やごみ処理の基本方針を鑑み、達成すべき目標値を以下のとおり設定するものである。

#### (1) ごみ減量目標

##### ごみ減量目標

令和7年度までに、総排出量を令和元年度に比べ、5%削減することを目標とする。

#### (2) 資源化目標

##### 資源化目標

令和7年度までに、久慈広域連合でのリサイクル率を 15%以上にすることを目標とします。

#### 4. 施策を踏まえた計画1人1日平均ごみ排出量（家庭系ごみ）の予測

減量化・資源化施策を実施する場合の、1人1日平均ごみ排出量は、表5-7-1のとおりである。

表5-7-1 計画1人1日平均排出量

年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和16年度
1人1日平均排出量（g/人/日）	857	883	903	918
ごみ排出量（t/日）	3.59	3.65	3.69	3.69

注) 下段は1人1日平均排出量に計画収集人口を乗じて算出した計画収集ごみ量

#### 5. 施策を踏まえた計画直接搬入量（事業系ごみ）の予測

減量化・資源化施策を実施する場合の、許可業者、住民、官公署等が持込むごみ量の予測結果を表5-7-2のとおりである。

表5-7-2 計画直接搬入量

年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和16年度
排出量（t/日）	0.85	0.84	0.83	0.81

#### 6. 施策を踏まえた人口、ごみ排出量予測のまとめ

以上の予測から、施策実施後の計画収集人口、計画ごみ排出量は、表5-7-3のとおりとなる。

表5-7-3 人口、ごみ排出量の予測

年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和16年度
人口（人）	4,191	4,143	4,094	4,020
計画1人1日平均排出量（g/人/日）	857	883	903	918
計画収集ごみ量（t/日）	3.59	3.65	3.69	3.69
直接搬入ごみ量（t/日）	0.85	0.84	0.83	0.81
計（t/日）	4.44	4.49	4.52	4.50
年間排出量（t）	1,621	1,639	1,650	1,643

## その他重要な計画

### 7. 重点施策の展開

#### (1) 本村で収集・処理ができない一般廃棄物への対応

##### ① 家電リサイクル法対象物・危険物等への対応

家電リサイクル法対象4品目（エアコン・洗濯機・テレビ・冷蔵(凍)庫）やタイヤ・バッテリー・ピアノ等については、収集を行わない。ただし、処理方法等に関する問い合わせには適切に対応する。

##### ② 引越時に発生する廃棄物への対応

家庭や事務所の引越時に発生する廃棄物が適正に処理されるよう、国では取扱いに関するマニュアルを作成している。本村においても、これらのごみが適正に処理されるよう、住民や事業者、引越請負業者に働きかけることとする。

##### ③ 在宅医療廃棄物への対応

在宅医療に伴い家庭から排出される医療系のごみについて処理の現状を踏まえ、関係機関及び関係団体との連携を強化し、収集から処理に至るまでの処理体制の確立を目指す。

##### ④ アスベスト含有家庭製品への対応

経済産業省の調査によると、アスベスト含有家庭用品は185社774製品に達することが報告されている。これらのうち、通常の使用においてアスベストが飛び散る可能性があるものは6製品であり、他の762製品については通常の使用では飛び散らないとされている。

本村では、これらの製品の処理に対し、適正な処理が行われるよう、処理体制の確立を目指す。

#### (2) 不法投棄防止計画

##### ① 不法投棄対策の強化

- ・不法投棄を防止するため、住民や事業者の協力のもと、関連機関・団体等と連携を図りながら、パトロールや監視・通報体制を強化する。

#### (3) 緊急時における廃棄物への対応

##### ① 大規模災害への対応

- ・地震・火災などの大規模災害時に備え、収集から処理までの処理マニュアルを作成するとともに、近隣自治体や民間業者等の協力を得ながら迅速かつ適正な対応を行い、住民生活が守られるよう取組むこととする。

## 第8節 啓発・推進計画

### 1. 現状と課題

啓発・推進に関する現状及び課題として以下の項目がある。

- ・ 広報活動の強化が必要である。
- ・ 情報提供方法の改善が必要である。
- ・ ごみ問題に関心の薄い人や、転入者に向けた啓発の強化が必要である。
- ・ 住民が簡単に取組めるようなものを重点的に進めることが必要である。
- ・ 排出マナーについては住民がお互いに注意し合うことが重要である。

### 2. 施策の方針

啓発・推進の充実のために、次の3点を施策の基本的方針とする。

#### 基本方向

- 啓発活動の強化
- 環境教育の充実
- 関連機関との連携強化

### 3. 重点施策の展開

#### (1) 啓発活動の強化

##### ① 積極的な情報提供

ごみ処理に対する意識啓発を図るため、住民・事業者への情報提供を強化する。

- ・ 各制度等の改正に伴う住民への情報提供
- ・ 転入者や外国人への情報提供
- ・ インターネット等を利用した情報提供
- ・ 各種補助制度に関する情報提供

##### ② 各種活動の充実

ごみの減量化・資源化を推進するため、住民・事業者と情報の共有化を図り、相互理解を深める。

- ・ ごみ懇談会・出前講座等の開催
- ・ マイバックキャンペーンの実施
- ・ 日用品交換会の実施
- ・ 環境美化対策の促進

- ・住民主体の集団回収、拠点回収の促進

## (2) 環境教育の充実

- ・学校や企業、住民等に対し、ごみ関連施設見学会の実施・支援を行う。
- ・ごみ体験学習の実施や社会科副読本の作成など、環境教育の充実を図る。
- ・行政職員を対象とした研修会等を実施し、職員自らの意識啓発を図る。

## (3) 関連機関との連携強化

基本計画を円滑に推進するため、関連機関等との連携を強化し情報交換を行うなど、相互理解を深める。

(連携を強化する関連機関等)

- ・各種審議会
- ・地域における各種団体
- ・事業者
- ・近隣市町村及び一部事務組合
- ・国及び岩手県
- ・その他（NPO等）

## 第6章 生活排水処理の現状と課題

### 第1節 生活排水処理の現況

#### 1. 生活排水処理の把握

##### (1) 生活排水処理体系

本村の生活排水処理体系は、図 6-1-1 のとおりである。

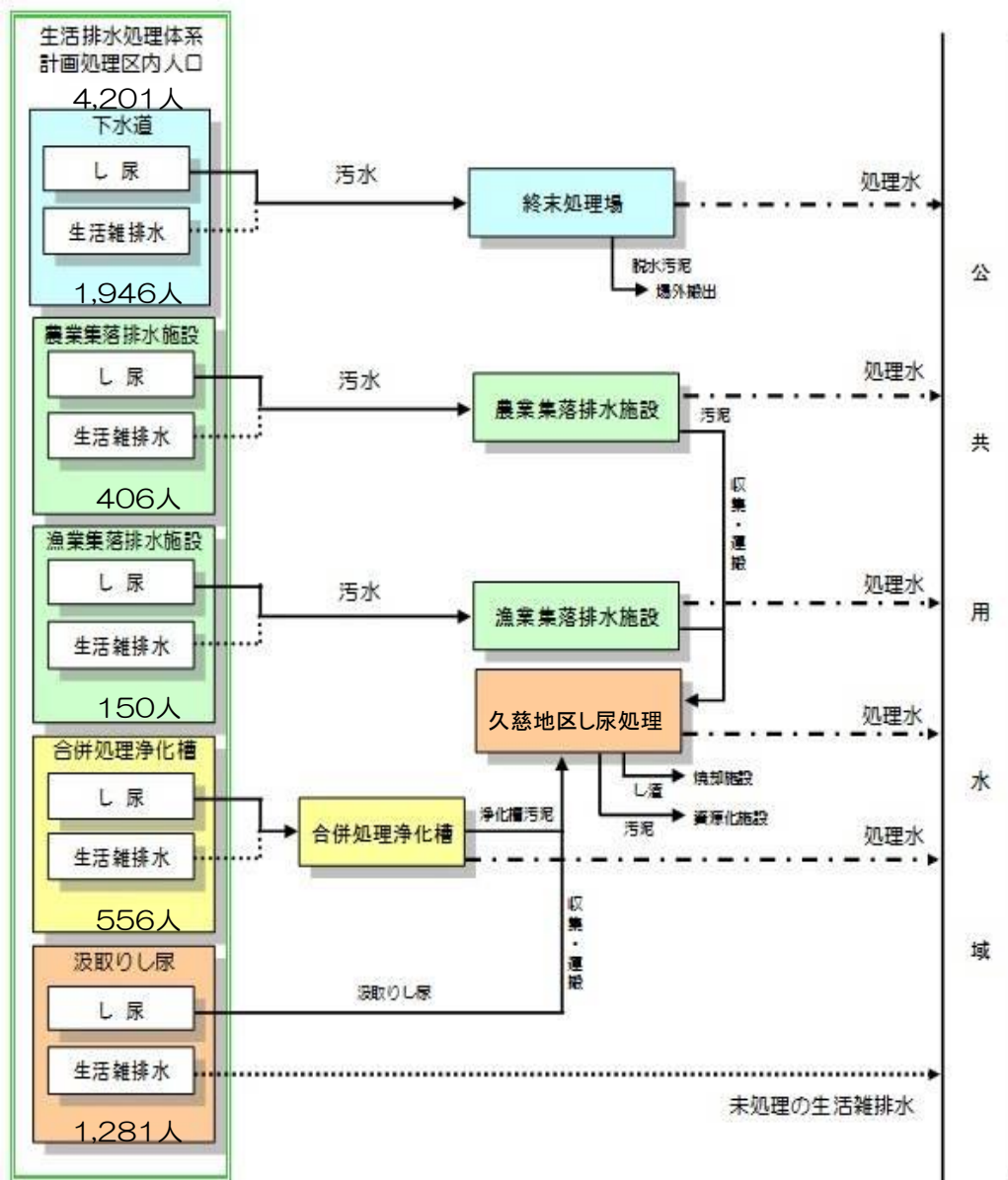


図6-1-1 生活排水処理体系（令和元年度）

(2) 生活排水の排出状況

本村の過去5年間（平成27年度～令和元年度）における処理形態別人口は、表6-1-1及び図6-1-2のとおりである。

表6-1-1 生活排水処理形態別人口

項目	年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
	1. 計画処理区域内人口		4,408	4,357	4,291	4,229
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		2,971	3,053	2,932	2,960	2,920
	(1)コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
	(2)合併処理浄化槽人口	551	563	457	425	418
	(3)下水道人口	1,888	1,948	1,952	1,981	1,946
	(4)農・漁業集落排水施設	532	542	523	554	556
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口		0	0	0	0	0
4. 非水洗化人口		1,437	1,304	1,359	1,269	1,281
	(1)汲取し尿人口	1,437	1,304	1,359	1,269	1,281
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口		0	0	0	0	0

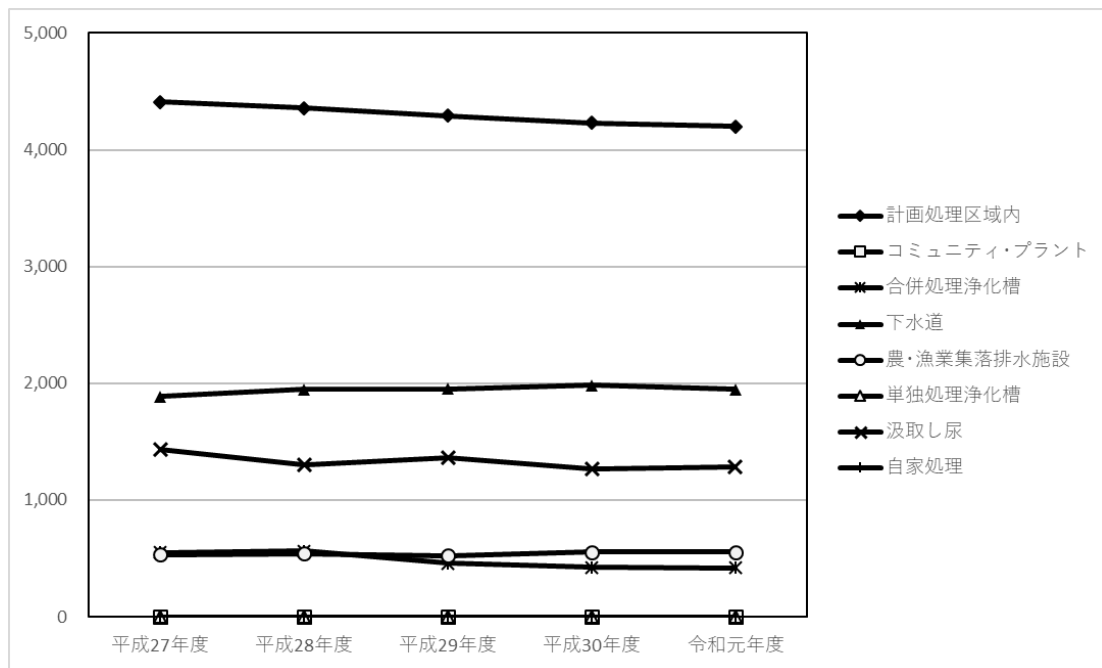


図6-1-2 生活排水処理形態別人口



(3) 生活排水の処理主体

本村における生活排水の処理主体は、表 6-1-2 のとおりである。本村から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、久慈地区し尿処理場において処理を行っている。

表 6-1-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	野田村
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	野田村
漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	野田村
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	汲取し尿、浄化槽汚泥、 農・漁集排汚泥	久慈広域連合

#### (4) 生活排水処理率

本村の過去5年間の生活排水処理率<sup>注)</sup>の推移は、表6-1-3及び図6-1-3のとおりである。

平成27年度における生活排水処理率は67.4%だったが、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の普及により、70%前後を推移している。

表6-1-3 生活排水処理率

年度	計画処理区域内人口(人)	生活排水処理人口(人)	生活排水処理率(%)
平成27年度	4,408	2,971	67.4
平成28年度	4,357	3,053	70.1
平成29年度	4,291	2,932	68.3
平成30年度	4,229	2,960	70.0
令和元年度	4,201	2,920	69.5

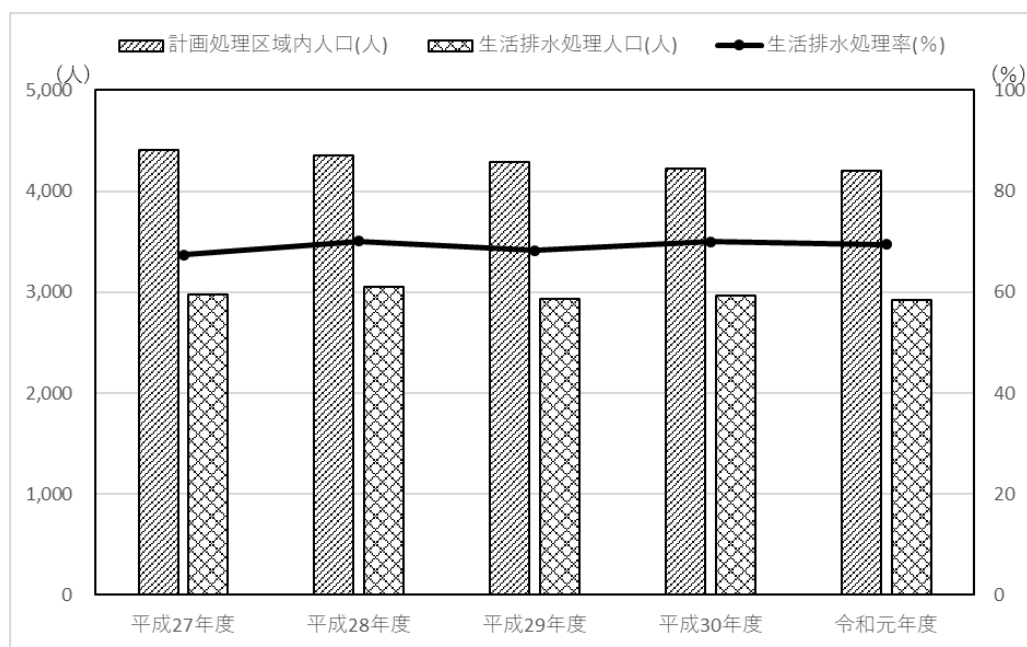


図6-1-3 生活排水処理率

#### 注) 生活排水処理率

生活排水（し尿、生活雑排水）が全て処理されている人口（公共下水道人口、農業集落排水施設人口、漁業集落排水施設人口、コミュニティプラント人口、合併処理浄化槽人口が該当）の処理区域内人口に対する比率。

「生活排水が全て処理されている人口」÷「処理区域内人口」×100（%）で求める。

## 第2節 し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理の状況

### 1. 収集・運搬の状況

#### (1) 収集区域の範囲

現在の汲取りし尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、本村の行政区域全域である。

#### (2) 収集・運搬方法

##### ① 収集対象

収集対象は、汲取りし尿及び浄化槽汚泥であり、浄化槽汚泥については、単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥を混合して収集している。

上記汚泥の搬入量は、近年においてほぼ横ばいとなっている。なお、令和元年度においては浄化槽汚泥の混入率が34%となっている。

過去5年間の汲取りし尿及び浄化槽汚泥搬入量は、表6-2-1及び図6-2-1のとおりである。

表6-2-1 汲取りし尿及び浄化槽汚泥搬入量

項目 年度	搬入量			1日当たり搬入量 (365日平均)		
	し尿 kL/年	浄化槽汚泥		合計 kL/年	搬入量 kL/日	搬入率 %
		搬入量 kL/年	混入率 %			
平成27年度	1,421	567	29	1,988	5.4	5.2
平成28年度	1,471	565	28	2,036	5.6	5.3
平成29年度	1,443	611	30	2,054	5.6	5.4
平成30年度	1,439	648	31	2,087	5.7	5.4
令和元年度	1,458	758	34	2,216	6.1	5.8

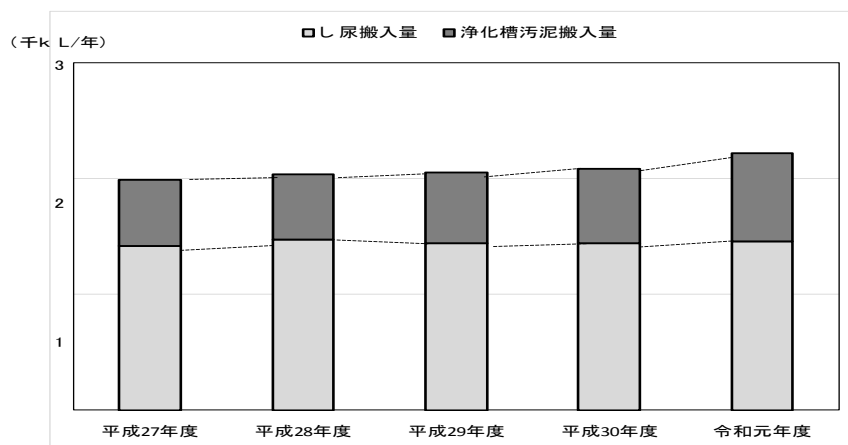


図6-2-1 汲取りし尿及び浄化槽汚泥搬入量

② 収集運搬の実施主体

汲取りし尿の収集は、久慈広域連合が委託する収集業者により行われている。また、浄化槽汚泥の収集は許可業者により行われている。

③ 収集・運搬機材

汲取りし尿は、56台のバキューム車により収集・運搬されている。

④ 収集区分

汲取りし尿は久慈広域連合が委託する収集業者により、浄化槽汚泥は各市町村による許可業者により、収集を行っている。

⑤ 収集手数料

汲取りし尿の収集手数料は270リットルまで1,755円。270リットルを超える場合は10リットルにつき65円を徴収している。(2018年7月1日料金改定)

## 2. し尿処理施設の概要

### (1) 沿革

久慈広域連合では、構成する久慈市、洋野町、普代村、野田村の1市1町2村の生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を適正処理するため、昭和44年度に40kL/日のし尿処理施設の整備を行った。その後、年々処理量が増加し処理能力を超過したため、昭和53年度に65kL/日分の増設を行い、現在、施設規模105kL/日のし尿処理施設として稼働している。

## (2) し尿処理施設の概要

し尿処理施設の概要は、表 6-2-2 のとおりである。施設の全体配置図は図 6-2-2、処理工程図は図 6-2-3 のとおりである。

本施設の設備状況は、稼働年数が増設後 42 年を経過しており、施設の一部に老朽化の傾向が見られる状況である。

表 6-2-2 施設概要

団体名称	久慈広域連合		
構成市町村	久慈市、洋野町、普代村、野田村		
施設名称	久慈地区し尿処理場		
所在地	岩手県久慈市夏井町閉伊口9-18-1		
敷地面積	19,814m <sup>2</sup>		
計画処理量	105 kL/日 (40 kL/日+65 kL/日)		
処理方式	主処理 : 嫌気性消化・活性汚泥法処理方式 高度処理 : 凝集沈殿 汚泥処理 : (消化汚泥)脱水 (余剰汚泥、浄化槽汚泥)濃縮+脱水 (凝沈汚泥)濃縮+脱水 臭気処理 : 薬液洗浄(脱臭剤)+水洗浄		
希釈水の種類	河川水		
放流先	2級河川 夏井川		
し渣処分方法	久慈地区ごみ焼却場へ搬送して焼却処分		
汚泥処分方法	コンポスト化施設へ搬送して資源化		
放流水質	水質項目	排水基準値	計画値
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/L)	30	20
	SS (mg/L)	70	30
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	<3,000	<3,000
竣工年度	昭和44年度		
	昭和53年度(増設)		

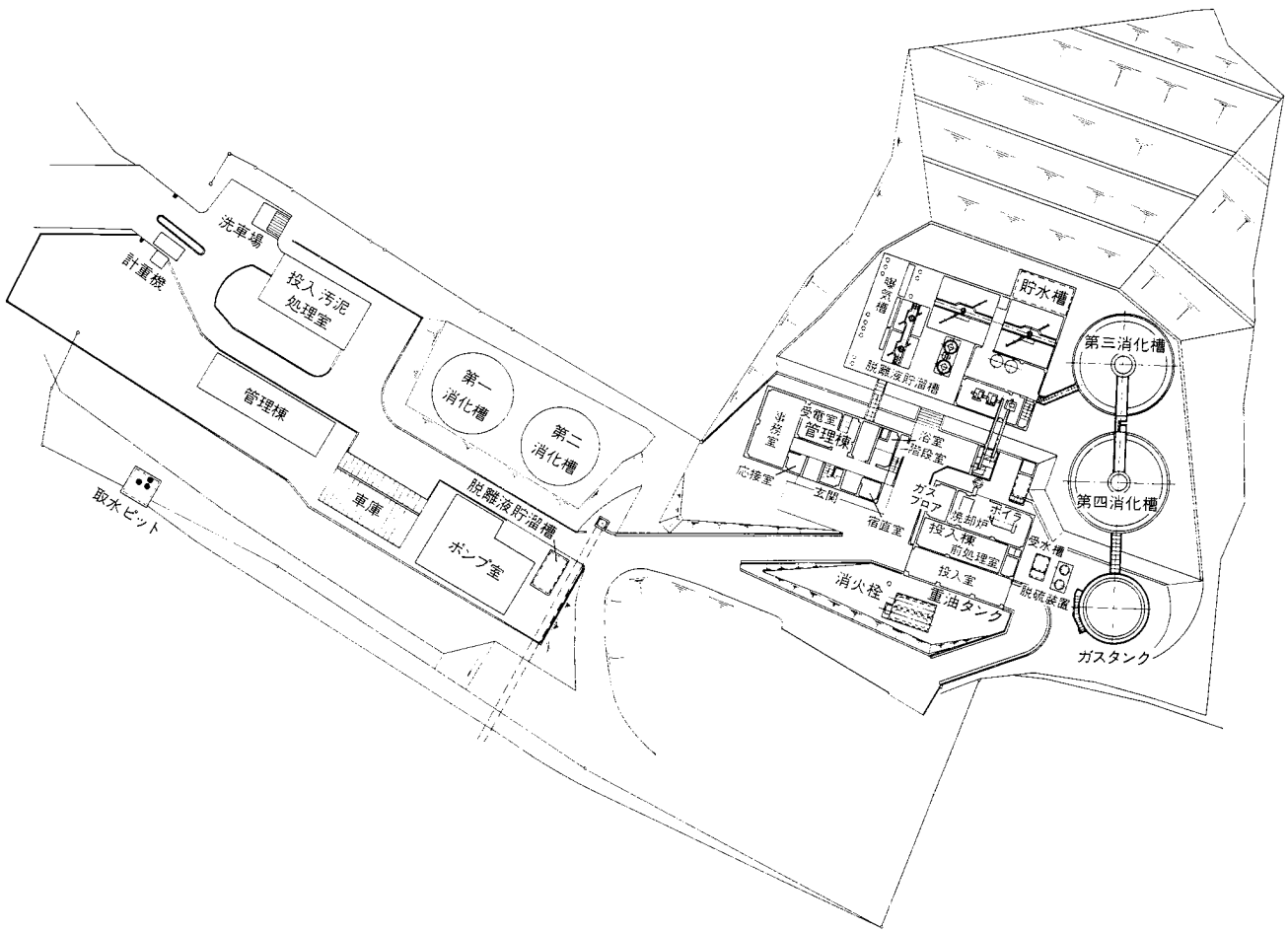


図6-2-2 施設全体配置図



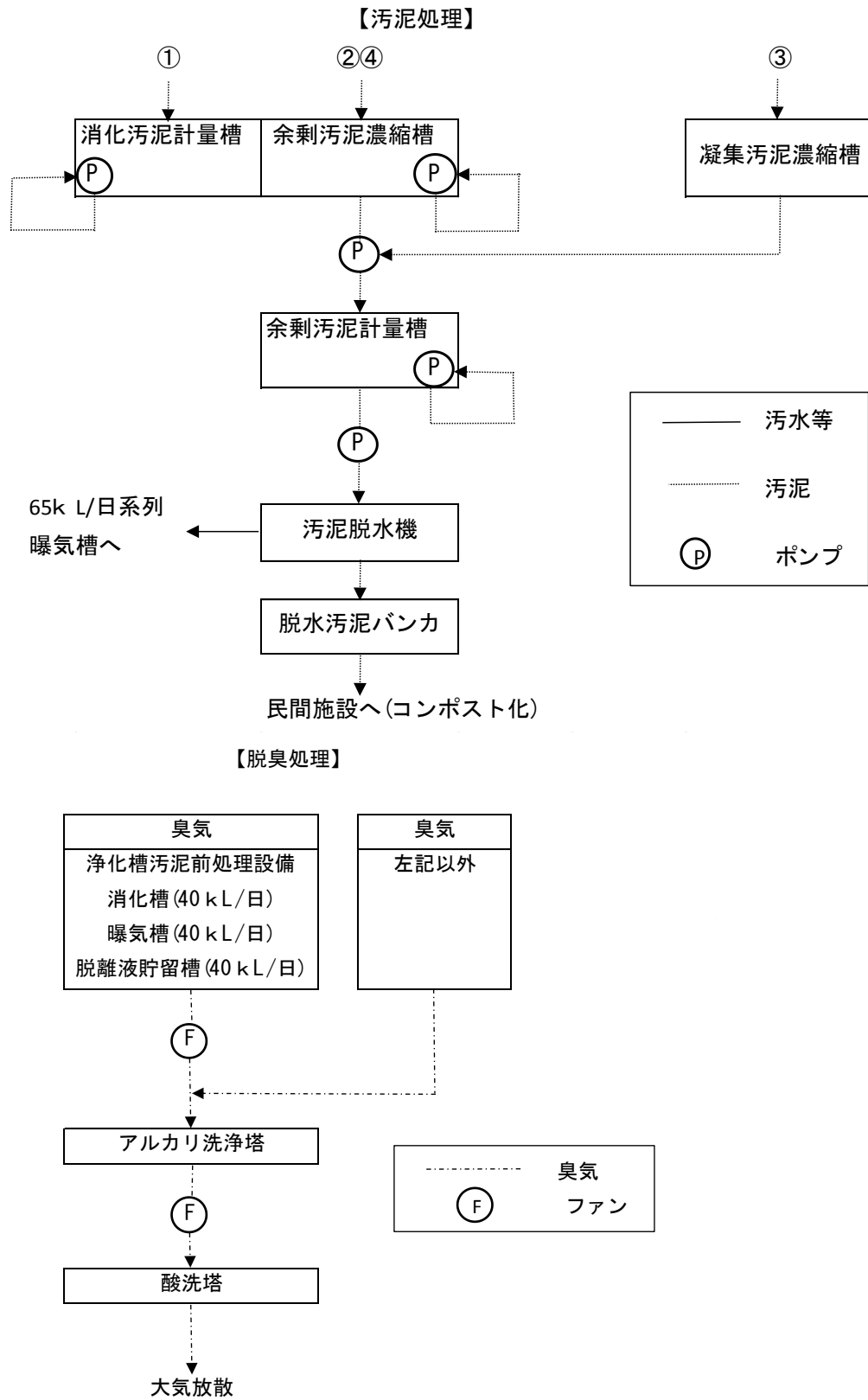


図6-2-3 処理工程図



## (3) 運転管理状況

## ① 運転管理体制

施設の運転管理体制は表 6-2-3 のとおりである。

表 6-2-3 運転管理体制

項 目		内 容	
管理体制	管理人員	直営5名	
	夜間管理体制	委託1名	
	休日管理体制	委託1名	
	勤務時間	月曜～金曜	8:00～16:45
		土曜日	休日（午前中のみ1名勤務（し尿受入なし））
日曜・祝祭日			
有資格者	廃棄物処理施設技術管理者	1名	
	電気主任技術者	田高電気管理事務所に委託	
	危険物取扱者	1名	
	第2種酸素欠乏危険作業主任者	1名	
	特定化学物質等作業主任者	1名	

## ② 維持管理の状況

久慈広域連合における施設維持管理状況は表 6-2-4 のとおりである。

表 6-2-4 維持管理費（久慈広域連合）

(単位：円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
処理及び維持管理費	人件費	10,241,528	14,265,975	14,307,940	13,928,778	14,134,372	
	処理費	収集運搬費	179,233,526	180,577,047	175,953,176	208,037,618	250,633,222
		中間処理費	114,797,117	44,417,733	51,794,465	42,267,429	42,756,741
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費	0	0	0	0	0	
	委託費	27,923,547	25,931,711	26,696,558	27,714,388	25,930,459	
合計		332,195,718	265,192,466	268,752,139	291,948,213	333,454,794	

## ③ 処理水の状況

処理水（放流水）について過去5年間の水質試験結果は、表6-2-5のとおりである。放流基準値を満たしており、良好な処理状況だといえる。

表6-2-5 処理水の状況

年度 区分	平成27年度 平均	平成28年度 平均	平成29年度 平均	平成30年度 平均	令和元年度 平均
pH	6.9	6.8	6.8	6.9	6.7
BOD (mg/L)	7.6	7.2	7.1	4.5	4.7
COD (mg/L)	52	43.3	34.3	34.5	38.4
SS (mg/L)	14.6	11.1	11.8	9.1	7.7
塩素イオン濃度 (mg/L)	137.5	140.3	134.8	118.8	91.7
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	0	0	0	0	0

## ④ 汚泥の処分状況

し渣はごみ焼却施設に搬送し、焼却処理を行っている。また、汚泥は資源化施設に搬送し、コンポスト化を行っています。汚泥の処分状況は、表6-2-6のとおりである。

表6-2-6 汚泥の処分状況

(単位：t)

	脱水汚泥量
平成27年度	1,222.01
平成28年度	1,081.72
平成29年度	1,085.42
平成30年度	1,163.18
令和元年度	1,022.41

### 第3節 生活排水処理の現状と課題

本村における生活排水処理に係る現状と基本的課題は以下のとおりである。

#### 1. 公共下水道

本村の公共下水道整備状況は、平成27年度は、整備面積91ha、処理区域内人口2,827人、水洗化人口1,888人で下水道による水洗化率は66.8%だったが、令和元年度においては、整備面積100ha、処理区域内人口2,853人、水洗化人口1,946人と下水道による水洗化率は68.2%となっている。

本村は、引き続き公共下水道事業計画認可区域の整備・拡大を推進していき、整備区域内の下水道接続率の向上に努めていく必要がある。特に、生活雑排水が未処理となっている汲取りし尿及び単独処理浄化槽設置世帯については早期接続を促し、指導していく必要がある。

#### 2. 農業集落排水施設

本村においては、農業集落を中心に2地区で農業集落排水施設が整備され供用開始されている。

現在供用されている地区では、引き続き農村地域の生活環境の改善、公共用水域の水質保全に努めていく必要がある。

#### 3. 漁業集落排水施設

本村においては、漁業集落を中心に1地区で漁業集落排水施設が整備され、供用開始されている。

現在供用されている地区では、引き続き漁村地域の生活環境の改善、公共用水域の水質保全に努めていく必要がある。

#### 4. 合併処理浄化槽

本村では、公共下水道や農漁業集落排水処理区域外の地域においては設置補助を合併処理浄化槽の設置を推進している。

浄化槽の維持管理は個別の対応となることから、点検整備・清掃を適切に行うよう指導していく必要がある。

また、現在設置されている単独処理浄化槽について、公共下水道に接続するよう指導し、生活排水の適正処理を推進していく必要がある。

## 5. 汲取りし尿等

現在、構成市町村の汲取りし尿及び浄化槽汚泥は、久慈広域連合（構成市町村：久慈市、洋野町、普代村、野田村）のし尿処理場に搬入して処理されている。

汲取りし尿人口は、構成市町村において減少傾向にあり、久慈広域連合全体としての搬入量は減少傾向にある。しかし、本施設は稼働後 50 年以上（増設分は 42 年以上）が経過しており、設備の老朽化が懸念されるため、今後も予防保全に配慮した計画的な整備点検を実施していく必要がある。

## 第7章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の基本方針

#### 1. 生活排水処理に係る理念

本村は、玉川、安家川等数多くの河川が貫流する豊かな自然条件に恵まれた地域である。これら河川などの公共用水域が生活排水により汚濁されると、その改善は困難であり、豊かな観光資源、農業・漁業資源などを失うこととなる。あらゆる生命の源である水と、本村の美しい自然環境を守るためには、生活排水の浄化が極めて重要な課題である。

本村では、住民に対し生活雑排水処理の重要性について積極的な啓発を行うとともに、下水道等の整備拡充、農漁業集落排水施設、合併処理浄化槽の設置推進と併せ、し尿処理施設の適正な運転・整備の施策を講じることで、公共用水域の水質保全を図り、水が育む豊かな自然環境を保全していくことを理念とする。

#### 2. 生活排水処理の基本方針

生活排水処理に係る理念を早期に実現させるための生活排水処理施設整備の方針を以下のとおりとする。

##### (1) 公共下水道整備の推進

公共下水道整備計画区域内の生活排水は、公共下水道施設に接続することとし、下水道施設整備を推進する。

##### (2) 公共下水道への接続率の向上

公共下水道供用開始区域内の家屋に対する下水道への早期接続を推進する。

##### (3) 公共下水道計画区域外への対応

公共下水道計画区域外においては、農漁業集落は集落排水事業で、それ以外の地域は、合併処理浄化槽設置整備事業を中心に整備を推進していく。

##### (4) 生活雑排水処理の推進

生活雑排水による汚泥負荷の軽減を図るため、環境負荷の少ない洗剤の利用を促進し、廃食用油等を排水口へ廃棄しないなど家庭内での適正処理について指導・啓発を行う。

また、単独処理浄化槽を設置している家屋については、個別の状況を勘案しながら公共下水道への接続を指導する。併せて、浄化槽設置者に対し、適正な維持管理について指導・啓発を行う。

#### (5) し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、久慈広域連合のし尿処理場にて処理を行う。施設については、し尿及び浄化槽汚泥の質的量的変動に十分対応できるよう、運転方法や補修等の維持管理についての適正化を更に図る。

#### (6) 関連処理施設整備

公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などについて、地域特性に応じた生活排水処理施設の整備を推進していく。

## 第2節 生活排水処理の将来予測

### 1. 生活排水処理形態別人口の予測

処理形態別人口は、過去5年の実績を基に予測を行った。

本村における将来の生活排水処理形態別人口の予測結果は、表7-2-1及び図7-2-1のとおりである。

表7-2-1 生活排水処理形態別人口の予測結果

(単位：人)

項目	年度	令和元年度	令和4年度	令和7年度	令和10年度	令和13年度	令和16年度
	1. 計画処理区域内人口		4,201	4,162	4,137	4,095	4,059
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		2,920	2,937	3,012	3,111	3,229	3,367
	(1)コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0	0
	(2)合併処理浄化槽人口	418	304	219	150	98	61
	(3)下水道人口	1,946	2,096	2,275	2,461	2,649	2,842
	(4)農・漁業集落排水施設	556	537	518	500	482	464
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口		0	0	0	0	0	0
4. 非水洗化人口		1,281	1,225	1,125	984	830	661
	(1)汲取り尿人口	1,281	1,225	1,125	984	830	661
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0

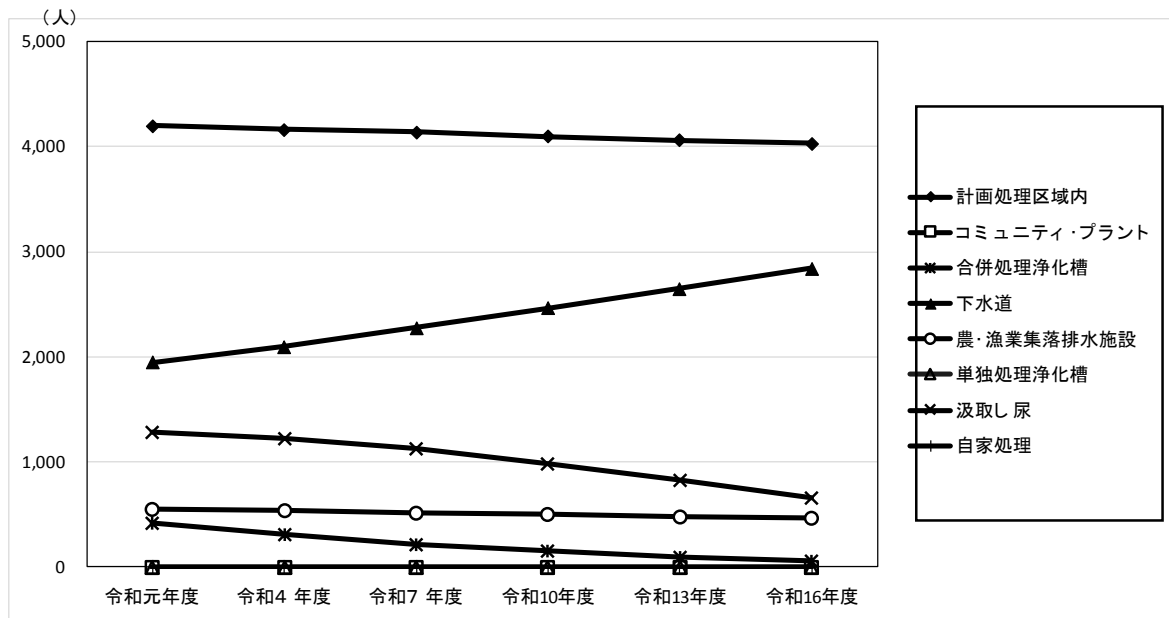


図7-2-1 生活排水処理形態別人口の予測結果

## 2. 計画処理量の予測

計画処理量は、過去5年の実績を基に予測を行った。

本村における将来の計画処理量の予測結果は、表7-2-2及び図7-2-2のとおりである。

表7-2-2 計画処理量の予測結果

(単位：kL/日)

項目	年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和16年度
汲取し尿		3.3	2.9	2.3	1.7
浄化槽汚泥	単独処理	0.0	0.0	0.0	0.0
	合併処理	1.9	1.5	1.2	1.1
計画平均処理量		5.2	4.4	3.5	2.8
計画処理量		6.0	5.0	4.0	4.0

注) 計画処理量は、計画平均処理量合計に計画最大変動係数1.11を乗じて小数点以下を切り上げた数値。

(kL/日)

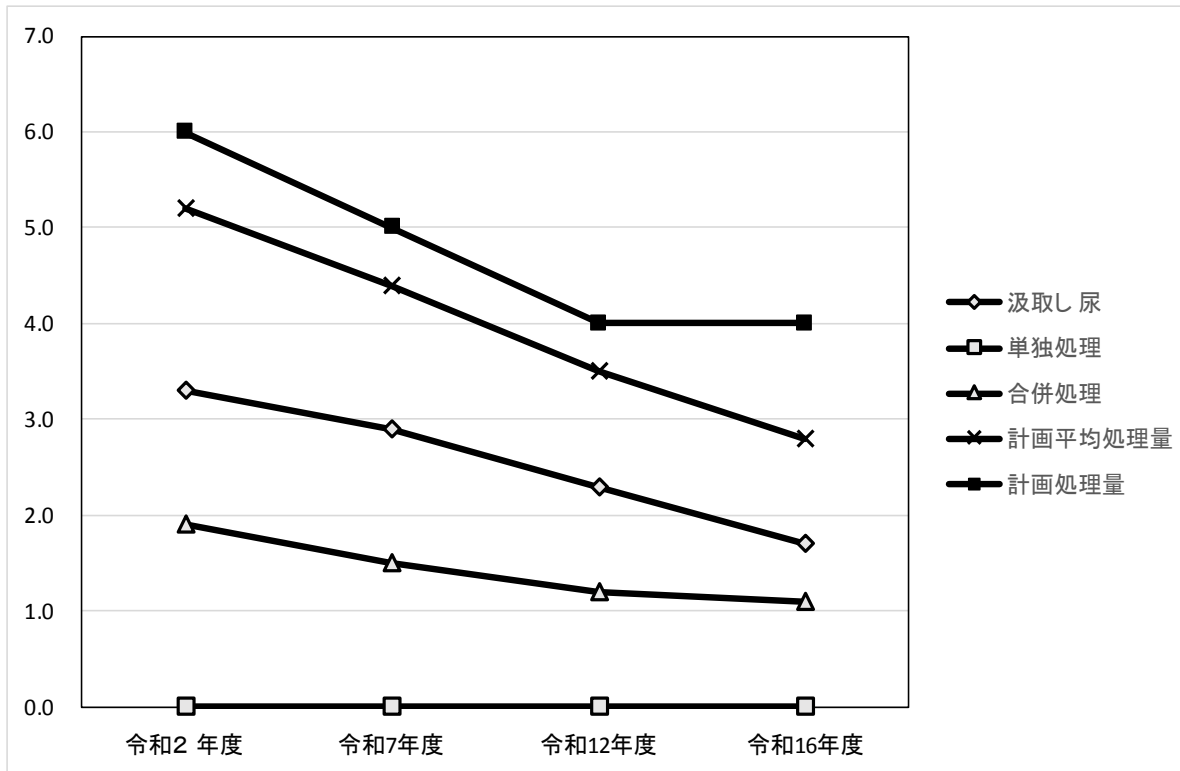


図7-2-2 計画処理量の予測結果



### 第3節 生活排水処理基本計画

本節では、生活排水処理に関する基本的事項について検討し、目標年次における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合性を図るとともに、その内容について定めるものである。

#### 1. 生活排水の処理計画

##### (1) 処理の目標

本村から発生する概ねすべての生活排水を処理施設において処理することを目標とする。

なお、市街地等人口密集地を中心に公共下水道を中心とした整備を推進するとともに、その他の地域では、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等による整備を推進し、その汚泥については汚泥再生処理センターにより資源化有効利用を図っていくこととする。

久慈広域連合における将来の生活排水の処理体系は図 7-3-1、生活排水処理率は表 7-3-1 及び図 7-3-2 のとおりである。

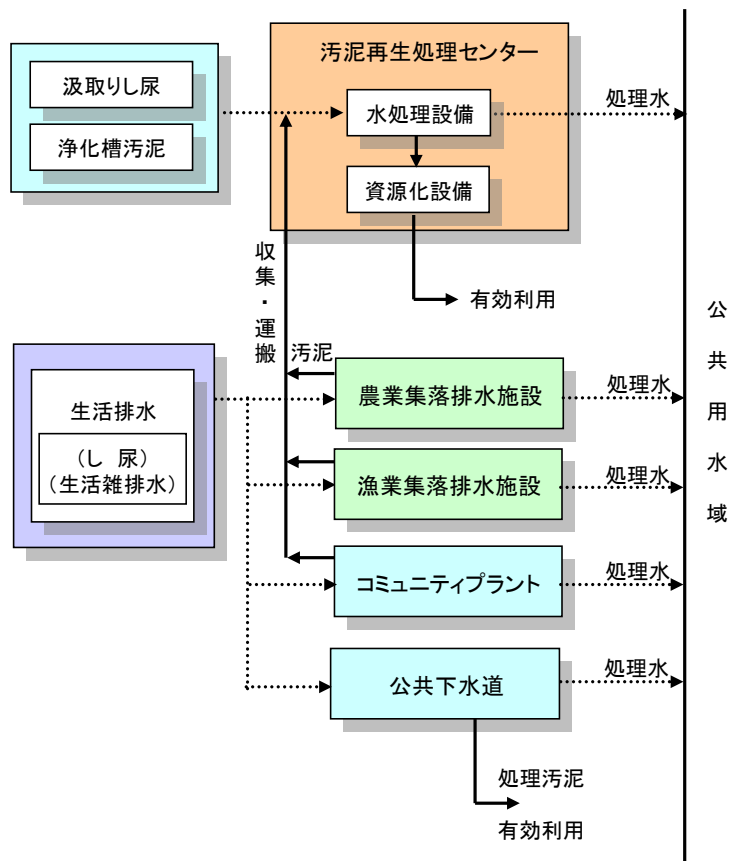


図7-3-1 将来の生活排水の処理体系（連合圏域）

表7-3-1 生活排水処理率（連合圏域）

年度	計画処理区域内人口(人)	生活排水処理人口(人)	生活排水処理率(%)
令和2年度	56,722	29,508	52.0
令和7年度	53,610	32,045	59.8
令和12年度	50,220	34,384	68.5
令和16年度	47,609	36,120	75.9

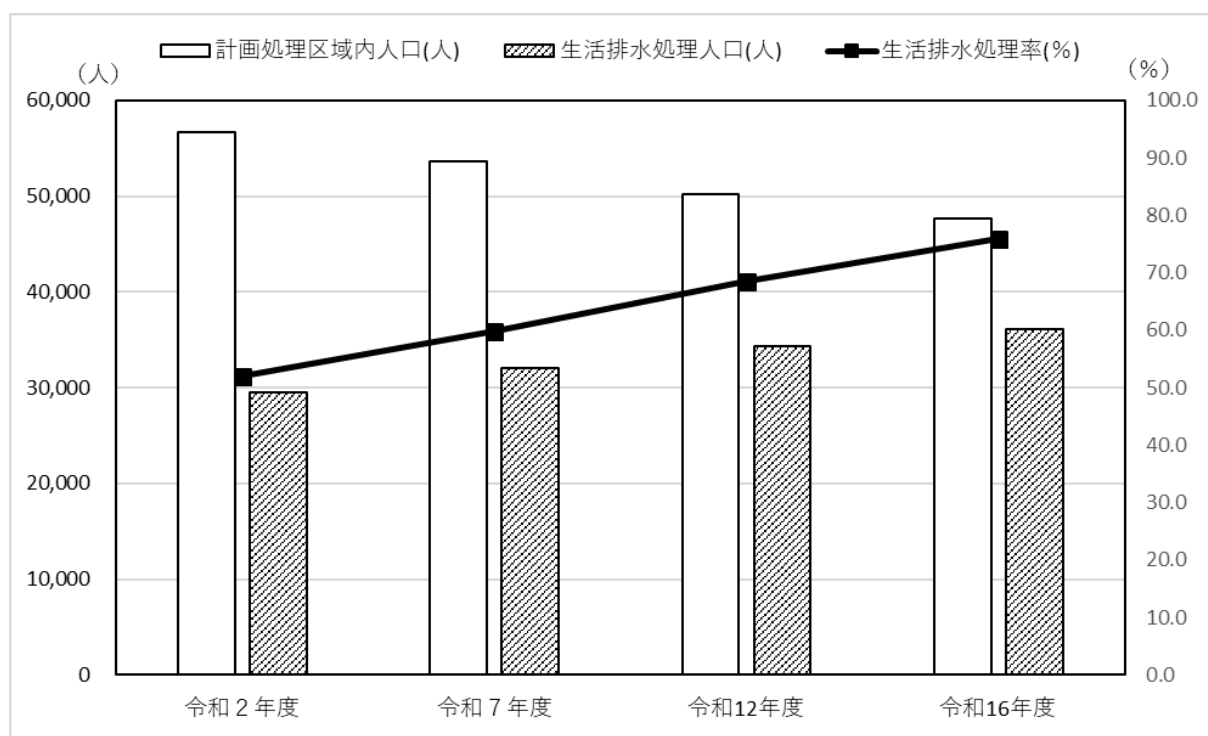


図7-3-2 生活排水処理率（連合圏域）

## (2) 本村の生活排水の処理計画

本村は市街地を対象に公共下水道を整備し、計画目標年次（令和16年度）における下水道処理区域内人口は4,028人、下水道水洗化人口は2,842人、同水洗化率70.55%を目標としている。

公共下水道処理区域外の地区については、農業集落で人口密集地を対象に農業集落排水施設整備を推進するとともに、漁業集落地域の人口密集地は漁業集落排水施設整備を、それ以外の地区については合併処理浄化槽の普及を図り、同時に設置補助事業も推進していく。

発生する汲取りし尿及び浄化槽汚泥は、久慈広域連合のし尿処理場において適切に処理を行い、公共用水域の保全に努めていく。

生活排水処理率の推移は、表7-3-2及び図7-3-3のとおりである。

表7-3-2 生活排水処理率の推移

年度	計画処理区域内人口(人)	生活排水処理人口(人)	生活排水処理率(%)
令和2年度	4,178	2,969	71.1
令和7年度	4,137	3,012	72.8
令和12年度	4,070	3,188	78.3
令和16年度	4,028	3,367	83.6

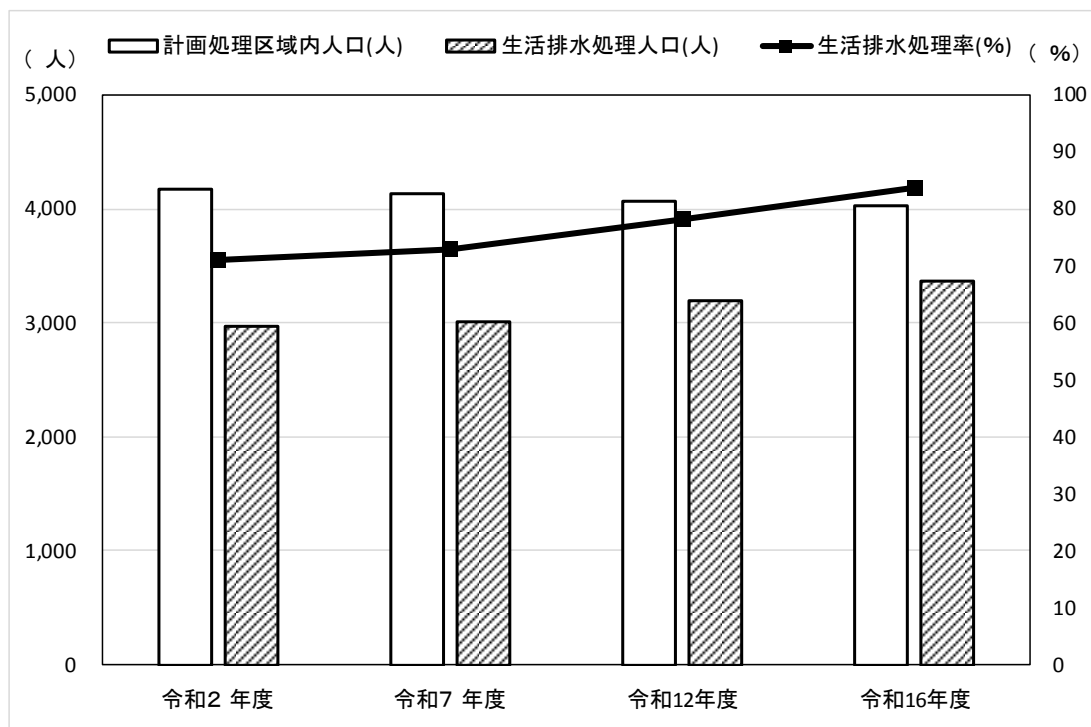


図7-3-3 生活排水処理率の推移

## 2. 生活排水を処理する区域及び人口等

### (1) 公共下水道

市街地等人口密集地を対象に公共下水道を整備しており、すでに一部の供用が開始されている。今後も、下水道計画処理区域において整備を進めていく。

### (2) 農業集落排水施設

2 地区で、すでに供用開始している。

### (3) 漁業集落排水施設

1 地区で、すでに供用開始している。

### (4) 合併処理浄化槽

上記以外の地区で合併処理浄化槽の普及を進めると同時に、設置補助を進めていく。なお、単独処理浄化槽の公共下水道への接続も推進していく。

表7-3-3 生活排水処理に係る施設及び整備計画概要

項目	処理区域	計画処理人口	供用開始年度
野田村公共下水道	市街地	2842	供用中
農業集落排水	玉川、米田地区	385	供用中
漁業集落排水	下安家地区	79	供用中
合併処理浄化槽(補助)	上記地区以外	61	

(注) 計画処理人口は、計画目標年次(令和16年)の水洗化人口

## 第4節 し尿及び汚泥の処理計画

### 1. し尿及び汚泥の処理体系

久慈広域連合の目標年度におけるし尿及び汚泥の処理体系は、図7-4-1のとおりである。なお、将来的には、排出汚泥の資源化や生ごみ等の有機性廃棄物などを合わせて適正処理できる施設において処理を行うことを目標とする。

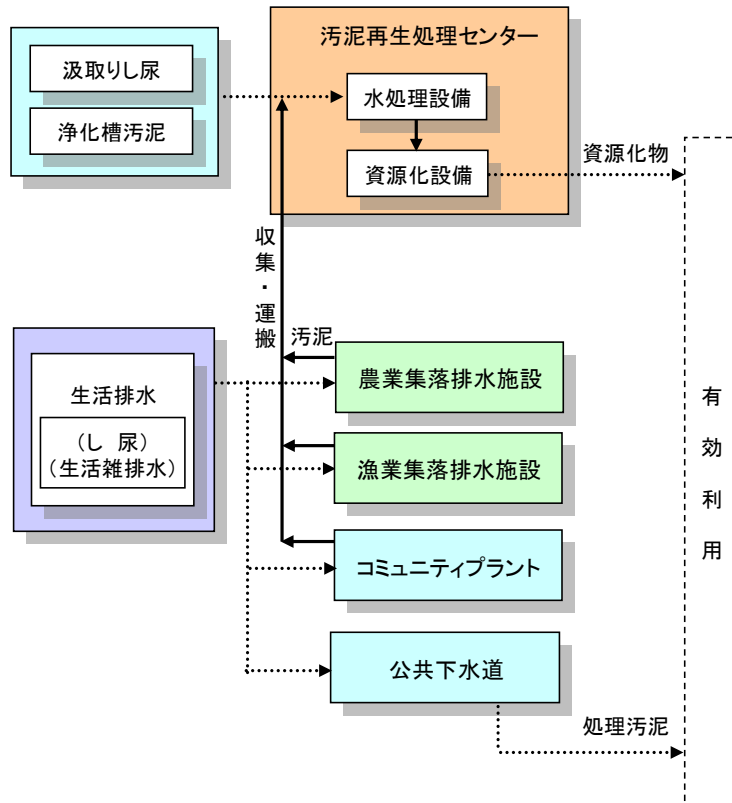


図7-4-1 目標年度におけるし尿・汚泥の処理体系（連合圏域）

### 2. 収集・運搬計画

#### (1) 収集・運搬に関する目標

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集することはもとより、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるため計画的な収集を行うことを目標とする。

#### (2) 収集区域の範囲

収集区域の範囲は本村の行政区域全域とする。

### (3) 収集・運搬方法

#### ① 区分

収集区分は、汲取りし尿と浄化槽汚泥とする。なお、浄化槽汚泥の収集は浄化槽の規模の大小に関係なく実施するものとし、収集対象は汚泥とする。

#### ② 実施主体

汲取りし尿の収集運搬の実施主体は、現行どおり久慈広域連合が委託する収集業者によるものとし、浄化槽汚泥の収集運搬の実施主体は、現行どおり許可業者によるものとする。

#### ③ 収集運搬機材

汲取りし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬機材は、バキューム車によるものとするが、悪臭問題等へ対応するため収集車両について、今後検討していくこととする。

#### ④ 収集方法

汲取りし尿は、現行どおり委託業者による申込み受け付けにより計画収集を行います。浄化槽汚泥は現行どおり許可業者による収集とする。また、将来浄化槽汚泥の増加に伴い、汲取りし尿との収集比率が変化することが予想されるため、収集業者や関係機関との協議を図り、収集方法について検討していくこととする。

#### ⑤ 収集手数料

将来の収集手数料については、構成市町村及び周辺市町村と協議しながら検討する。

## 3. 中間処理計画

### (1) 中間処理の目標

生活圏から発生する汲取りし尿及び浄化槽汚泥の量、質を把握して適正に処理し、し尿処理施設の設備状況を勘案した適正な施設運営を行うことを目標とする。

さらに、将来的な施設の更新に向けた取組みを開始する。

### (2) 中間処理量

中間処理量は、原則として計画収集区域から発生する汲取りし尿及び浄化槽汚泥の全量とする。

なお、将来、浄化槽汚泥の増加に伴い、汲取りし尿との収集比率が変化することが予想されるため、質的量的変化に対応した運転条件を検討していくこととする。

### (3) 処理方法

現行どおり、中間処理施設にて汲取りし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理していくこととするが、排出汚泥の資源化や生ごみ等の有機性廃棄物などを合わせて適正処理できる施設等の調査・検討を行う。

また、焼却処理施設の更新時期には、汚泥の処理について相互施設が協力して処理を行う体制について調査・検討していくこととする。

## 4. 最終処分計画

### (1) 最終処分に関する目標

最終処分については、安全を図り適正に処理し、最終的には無害化、安定化させることを目標とする。

### (2) 最終処分方法

し尿処理施設に係る最終処分は、水（し尿等）処理工程から発生するし渣の焼却灰及び資源化後の汚泥残渣が該当する。

し渣焼却灰及び汚泥残渣の最終処分については、委託先において適正処理を依頼することとする。

## 5. 資源化計画

### (1) 資源化に関する目標

水（し尿等）処理から発生する汚泥については、資源化し有効利用することを目指す。

### (2) 資源化方法

資源物の有効利用方法については、現行どおり、水（し尿等）処理から発生する汚泥を資源化施設に搬送し、資源化を行う。また、将来的には生ごみ等の有機性廃棄物と併せて処理する施設等の整備について、調査・検討していくこととする。

## 第5節 その他

### 1. 住民に対する広報・啓発活動

生活排水処理を適正かつ迅速に進めていくための方法として、以下の項目があげられる。

#### (1) パンフレットやポスターによる住民意識の高揚

公共用水域の水質汚濁の現状と、その原因の一つが各家庭から排出される生活雑排水等にあることをパンフレットやポスター、広報紙等で示し、住民の排水処理に係る意識を高めていくこととする。

#### (2) 台所の三角コーナーや微細目ストレーナ等の周知

生活排水の汚濁物質削減方法として、調理くずを回収する三角コーナーや微細目ストレーナ、廃食用油を拭き取るキッチンペーパー等の有効な手段を住民に周知させ、住民参加の生活排水処理対策を促進していくこととする。

#### (3) 施設・設備等見学会の開催

水質汚濁と生活排水との関係を深く理解してもらうため、汚濁の進行している河川・海域等や、汚濁浄化する処理施設や設備の見学会等について検討していくこととする。

#### (4) アンケート調査や意見交換会等による住民意識の確認と認識

水質汚濁や生活排水処理への関心及び理解度、台所排水や廃食用油の処理、その他実践していることについてアンケート調査等を行い、生活排水に対する住民の意識を確認していくこととする。

#### (5) 生活排水処理対策推進の検討

地域住民を主体とした生活排水処理対策推進について検討していくこととする。



## 2. 汚水処理に係る諸計画との関連

生活排水処理に係る事業として、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、し尿処理施設がある。

これらについては、各々事業実施機関（主体）が異なることから、事業の整合性を図るために、計画処理区域における各事業の現況と今後の動向について、関係機関との調整を十分に図りながら進めていくこととする。